

第4章 障害福祉サービス確保のための取組等

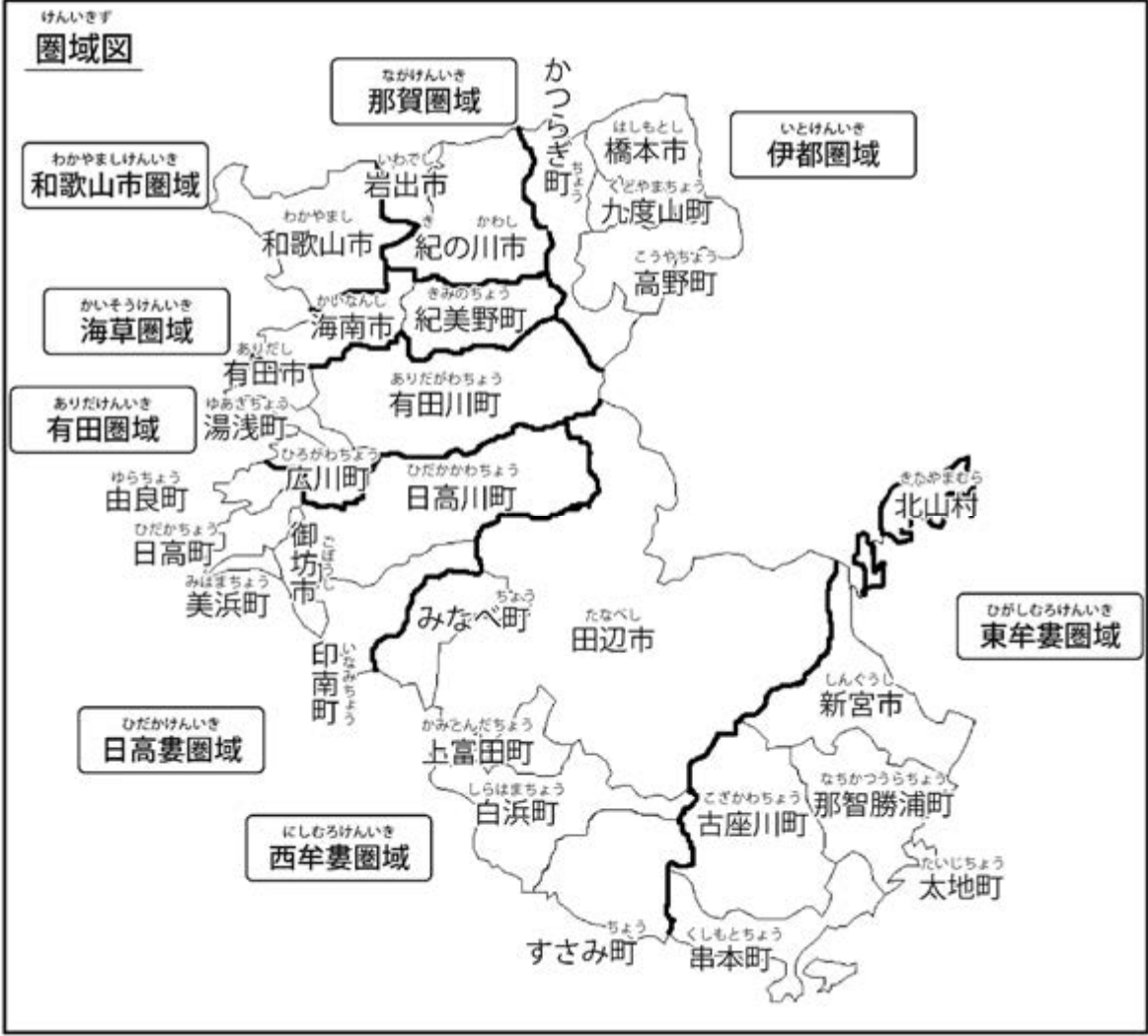
第1項 障害福祉サービス等の見込量について

1. 障害保健福祉圏域の設定について

○障害のある人の支援にあたっては、市町村間の連携を図り、広域的な視点から各種施策を総合的・計画的に進めるために、次の8つの障害保健福祉圏域を設定します。（表1及び図1のとおり）。

表1 障害保健福祉圏域と構成市町村一覧

圏域名	構成市町村
和歌山市圏域	和歌山市
海草圏域	海南市、紀美野町
那賀圏域	紀の川市、岩出市
伊都圏域	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町
有田圏域	有田市、湯浅町、広川町、有田川町
日高圏域	御坊市、美浜町、日高町、由良町、日高川町、印南町
西牟婁圏域	田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町
東牟婁圏域	新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町



2. 障害福祉サービス等の種類について

・訪問系サービス

きょたくかいご 居宅介護	にゅうよく はい およ しょくじとう かいごとう きょたく せいかつぜんばん えんじょ おこな 入浴、排せつ及び食事等の介護等、居宅での生活全般にわたる援助を行 う
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	じゅうど したいふじゅうしゃとう つね かいご ひつよう ひとどう きょたく にゆ 重度の肢体不自由者等で、常に介護を必要とする人等に、居宅で、入 うよく はい しょくじとう かいご がいしゅつじ いどうちゅう かいごとう そうごうてき 浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に おこな 行う
どうこうえんご 同行援護	しかくしょうがい いどう いちじる こんなん ひと どうこう いどう ひつよう じょうほう てい 視覚障害により移動が著しく困難な人に同行し、移動に必要な情報を提 きょう がいしゅつじ ひつよう えんじょう おこな 供するとともに、外出時に必要な援助等を行う
こうどうえんご 行動援護	ちてきしょうがいまた せいしんしょうがい こうどうじょういちじる こんなん ゆう ひと こうどう 知的障害又は精神障害により行動上 著しい困難を有する人が行動する さい しょう え きげんかいひ ひつよう しえん がいしゅつじ ひつよう えんじょ おこな 際に生じ得る危険回避のために必要な支援、外出時に必要な援助を行う
じゅうどしょうがいしゃとうほうかつ 重度障害者等包括 しえん 支援	いしそつう はか いちじる しょうがい かいご ひつよう ていと いちじる たか 意志疎通を図ることに著しい障害があり介護の必要の程度が著しく高い ひと せいかつぜんばん えんじょ おこな ぶくすう ほうかつてき おこな 人に、生活全般にわたる援助を行うため複数のサービスを包括的に行う

・日中活動系サービス

<p>せいにかついかいご 生活介護</p>	<p>つね かいご ひつよう ひと じぎょうしょ にゅうよく はい しょくじ かいごとう 常に介護を必要とする人に、事業所で、入浴、排せつ、食事の介護等を行 おこな ぞうさくかつどう せいさんかつどう きかい ていきょう うるとともに、創作活動または生産活動の機会を提供する</p>
<p>じりつくんれん 自立訓練 きのうくんれん (機能訓練)</p>	<p>じりつ にちじょうせいいかつ いていきかん りがくりょうほうとう 自立した日常生活ができるよう、一定期間、理学療法等のリハビリテー せいかつのうりよくこうじょう ひつよう くんれん おこな ションや生活能力向上のために必要な訓練を行う</p>
<p>じりつくんれん 自立訓練 せいにかつくんれん (生活訓練)</p>	<p>じりつ にちじょうせいいかつ いていきかん にゅうよく はい およ しょくじとう 自立した日常生活ができるよう、一定期間、入浴や排せつ及び食事等に かん せいかつのうりよく こうじょう ひつよう くんれん おこな 関する生活能力の向上のために必要な訓練を行う</p>
<p>しゅうろうういこうしえん 就労移行支援</p>	<p>いっばんきぎょうとう しゅうろう きぼう ひと いていきかん じぎょうしょ しゅうろう ひつよう 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、事業所で、就労に必要 ちしきおよ のうりよく こうじょう くんれん おこな な知識及び能力の向上のために訓練を行う</p>
<p>しゅうろうういぞくしえん 就労継続支援 がた (A型)</p>	<p>こようけいやく もと しゅうろう かのう み こ ひと たいしょう こようけいやく むす 雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人を対象に、雇用契約を結 しゅうろう きかい ていきょう しゅうろう ひつよう ちしき しゅうとく くんれん おこな び、就労の機会の提供や就労に必要な知識を習得するための訓練を行う</p>
<p>しゅうろうういぞくしえん 就労継続支援 がた (B型)</p>	<p>こようけいやく もと しゅうろう こんなん ひと にっちゅう さぎょうかつどう とお しゅうろ 雇用契約に基づく就労が困難である人に、日中の作業活動を通して就労 うたいけん しゅうろう ちしき のうりよくとう しゅうとく くんれん おこな 体験をし、就労にむけた知識や能力等を習得するための訓練を行う</p>
<p>しゅうろううていやくしえん 就労定着支援</p>	<p>しょうがいしゃ そうだん つう せいかつめん かだい はあく きぎょう かんけい 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係 きかんと れんらくちょうせい かだいはいけつ む ひつよう しえん おこな へいせい 機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行う（平成 ねんど かいし 30年度から開始）</p>
<p>りょうようかいご 療養介護</p>	<p>いりょう じょうじかいご ひつよう ひと いりょうきかん じぎょうしょ きのうくん 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関でもある事業所で、機能訓 れん りょうようじょうかんり かんご かいごおよ にちじょうせいいかつ しえん おこな 練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う</p>
<p>たんきにゅうしょ 短期入所 ふくしがた (福祉型)</p>	<p>じたく かいご ひと びょうき ばあい しょうがいふくしせつとう たんき 自宅で介護する人が病気の場合などに、障害福祉施設等において、短期 かん やかん ふく にゅうよく はい しょくじ かいごとう じっし 間、夜間も含め、入浴、排せつ、食事の介護等を実施する</p>
<p>たんきにゅうしょ 短期入所 いりょうがた (医療型)</p>	<p>じたく かいご ひと びょうき ばあいとう じゅうしょうしんしんしょうがいじしゃとう たいしょう びょう 自宅で介護する人が病気の場合等に、重症心身障害児者等を対象に病 いん かいごろうじんほけんせつとう たんきかん やかん ふく にゅうよく はい 院・介護老人保健施設等において、短期間、夜間も含め、入浴、排せ しょくじ かいごとう じっし つ、食事の介護等を実施する</p>

きょじゅうしえん しせつけい
・ 居住支援 ・ 施設系サービス

<p>じりつせいかつえんじょ 自立生活援助</p>	<p>しょうがいしゃしえんしせつ どう ひとりく いこう きぼう 障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する しょうがい ひととう ほんにん いし せんちよう ちいきせいかつ しえん 障害のある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するた め、一定期間、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、定期的な巡 かいほうもん すいじ たいおう てきじ てきせつ しえん おこな へい 回訪問や随時の対応により、適時のタイミングで適切な支援を行う（平 せい ねんど かいし 成30年度から開始）</p>
<p>きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助</p>	<p>しょうがい ひと たい おも やかん きょうどうせいかつ いとな じゅうきよ そうだん にゆう 障害のある人に対して、主に夜間に、共同生活を営む住居で相談・入 よく はい しょくじ かいご た にちじょうせいかつじょうえんじょ おこな 浴・排せつ・食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う</p>
<p>しせつにゆうしょしえん 施設入所支援</p>	<p>しせつ にゆうしょ しょうがい ひと たい おも やかん にゆうよく 施設に入所している障害のある人に対して、主に夜間において、入浴、 はい しょくじとう かいご せいかつとう かん そうだん じょげん ひつよう にちじょう 排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常 せいかつ しえん おこな 生活の支援を行う</p>

そうだんしえん
・ 相談支援

<p>けいかくそうだんしえん 計画相談支援</p>	<p>しょうがいふくし また ちいきそうだんしえん しきゅうけつてい かか とうりようけい 障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定に係るサービス等利用計 かく さくせい じぎょうしゃ れんらくちょうせい おこな 画の作成、サービス事業者との連絡調整を行う</p>
<p>ちいきいこうしえん 地域移行支援</p>	<p>しょうがいしゃしえんしせつ にゆうしょまた せいしんかびょういん にゆういん しょうがい ひととう 障害者支援施設に入所又は精神科病院に入院している障害のある人等に たい ちいきせいかついこう かつどう たい そうだん しょうがいふくし じぎょう 対し、地域生活移行のための活動に対する相談、障害福祉サービス事業 しゃどう どうこうしえんとう おこな 者等への同行支援等を行う</p>
<p>ちいきていちゃくしえん 地域定着支援</p>	<p>だんしんとう せいかつ しょうがい かた たい つね れんらく たいせい かくほ 単身等で生活する障害のある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保 きんきゅう しえん ひつよう じたい しょう さい きんきゅうほうもん そうだん ひつよう し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要 しえん おこな な支援を行う</p>

しょうがいじ しえん
・ 障害児支援

<p>しょうがいじ しえん 児童発達支援</p>	<p>しょうがいじ しえん 障害のある児童を通所させて、日常生活における基本動作の指導、自立した生活に必要な知識・技能の付与及び集団生活への適応のための訓練を行う</p>
<p>しょうがいじ しえん 児童発達支援 (医療型)</p>	<p>しょうがいじ しえん 障害児を通所させて、日常生活における基本動作の指導、自立した生活に必要な知識・技能の付与及び集団生活への適応のための訓練を行う福祉サービスに加えて、治療も行う</p>
<p>ほうかごとう 放課後等デイサービス</p>	<p>しょうがいじ しえん 障害のある児童生徒に対し、放課後や長期休暇中において日常生活動作の指導や集団生活への適応訓練等を行うとともに放課後等の居場所づくりを推進する</p>
<p>ほいくしよとうほうもんしえん 保育所等訪問支援</p>	<p>しょうがいじ しえん 障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障害のある児童生徒が集団生活に適應することができるよう、障害のある児童生徒や保育所などのスタッフに対し専門的な支援を行う</p>
<p>きょたくほうもんがたじどうはつたつ 居宅訪問型児童発達支援</p>	<p>しょうがいじ しえん 障害のある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行う（平成30年度から開始）</p>
<p>しょうがいじしやうだんしえん 障害児相談支援</p>	<p>しょうがいじ しえん 障害のある児童が、児童発達支援や放課後等デイサービス等を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとに、障害児支援利用計画を見直す（モニタリング）を行う</p>
<p>ふくしがたしょうがいじにゆうしよ 福祉型障害児入所施設</p>	<p>しょうがいじ しえん 障害のある児童が入所して、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設</p>
<p>いりやうがたしょうがいじにゆうしよ 医療型障害児入所施設</p>	<p>しょうがいじ しえん 障害のある児童が入所して、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行い、治療も行う施設</p>
<p>いりやうてき 医療的ケア児コーナー ディネーター</p>	<p>いりやうてき 医療的ケア児に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携を図り、医療的ケア児の生活の場に多職種が包括的に関わることをできるよう総合調整を行う</p>

3. 障害福祉サービス等の見込量について

○障害福祉サービス等の見込量（以下「サービス」という。）については、市町村の見込量を基本として定めます。

○サービスの見込量は、一部のサービスを除き、県全体及び障害保健福祉圏域ごとに定めています。

○生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助（グループホーム）については、定員ベースで設定しています。

○2017年度実績見込みは、和歌山県国民健康保健連合会のデータを基に、2017年4月～10月の実績の平均で算出しています。

○生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助の2017年度の実績見込みは、2018年（平成30年）2月1日時点の定員数となっています。施設入所支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の2017年度の実績見込みは、2018年（平成30年）2月1日時点の入所者数となっています。

○次のページから、県全体及び圏域ごとの障害福祉サービス等の見込量並びに圏域ごとの現状及び取組内容を記載しています。

けんぜんたい しょうがいふくし とう みこみりょう げつ
 ○県全体の障害福祉サービス等の見込量（1か月あたり）

しゅるい 種 類	たんい 単 位	2017年度 実績見込 ねんど じっせきみこみ	2018年度 ねんど	2019年度 ねんど	2020年度 ねんど
きょたくかいご 居宅介護 じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護 どうこうえんご 同行援護 こうどうえんご 行動援護 じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん 重度障害者等包括支援	じかん 時 間	47,422	49,995	52,092	54,033
	にん 人	2,318	2,467	2,556	2,643

しゅるい 種 類	たんい 単 位	2017年度 実績見込 ねんど じっせきみこみ	2018年度 ねんど	2019年度 ねんど	2020年度 ねんど
せいかつかいご 生活介護	にんにちぶん 人日分		55,058	56,564	57,613
	にん 人	2,428	2,777	2,843	2,895
じりつくんれん きのうくんれん 自立訓練(機能訓練)	にんにちぶん 人日分	203	427	454	459
	にん 人	13	23	25	26
じりつくんれん せいかつくんれん 自立訓練(生活訓練)	にんにちぶん 人日分	2,036	2,448	2,568	2,701
	にん 人	129	147	154	163
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	にんにちぶん 人日分	2,923	3,404	3,668	4,005
	にん 人	168	192	210	230
しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援 (A型)	にんにちぶん 人日分		22,003	23,845	25,490
	にん 人	846	1,095	1,184	1,262
しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援 (B型)	にんにちぶん 人日分		52,481	56,228	60,260
	にん 人	2,534	3,061	3,279	3,511
しゅうろうていちゃくしえん 就労定着支援	にん 人		43	51	64
りょうようかいご 療養介護	にん 人	261	269	270	274
たんきにゅうしょ ふくしがた 短期入所 (福祉型)	にんにちぶん 人日分	2,758	3,057	3,222	3,373
	にん 人	249	288	307	325
たんきにゅうしょ いりょうがた 短期入所 (医療型)	にんにちぶん 人日分	372	420	454	486
	にん 人	61	64	69	72

種 類	単 位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
自立生活援助	人		27	38	52
共同生活援助	人	1,185	1,231	1,277	1,323
施設入所支援	人	1,250	1,243	1,235	1,226

種 類	単 位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
計画相談支援	人	1,199	1,283	1,371	1,463
地域移行支援	人	12	37	53	71
地域定着支援	人	50	86	107	136

種 類	単 位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
児童発達支援	人日分	10,235	10,892	11,503	12,159
	人	777	866	915	966
放課後等デイサービス	人日分	16,700	18,168	19,601	21,229
	人	1,292	1,390	1,500	1,626
保育所等訪問支援	人日分	35	89	109	131
	人	29	61	77	93
居宅訪問型児童発達支援	人日分		43	71	99
	人		13	26	42
障害児相談支援	人	256	276	315	360
福祉型障害児入所施設	人	74	80	80	80
医療型障害児入所施設	人	31	32	32	32
医療的ケア児に対する関 連分野の支援を調整する コーディネーターの配置 人数	人		3	4	8

※障害者支援施設及び障害児入所施設の入所定員総数

種 類	単 位	2018年度	2019年度	2020年度
障害者支援施設	人	1,253	1,253	1,253
障害児入所施設	人	493	493	493

第2項 障害保健福祉圏域毎のサービス見込量等

〈和歌山市圏域〉

【構成市町村】 和歌山市

【面積】 208.84 km²

【人口】 360,713人 (平成29年4月1日現在)

【高齢化率】 29.2% (平成29年1月1日現在)

当圏域は、県北西部にあって、北は和泉山脈、西は紀淡海峡に面し、紀の川の河口に位置し、県下最大の都市地域が形成されています。圏域人口は、県人口の約3分の1を占めており、高齢化率は、県平均30.9%を若干下回っている状況です。

1. 圏域の現状と課題

〔指定障害福祉サービス等〕

○当圏域では、児童発達支援、短期入所、自立訓練、グループホームを提供する事業所は不足しており、今後整備が必要です。

○障害のある子供のサービスについては、通所支援事業所は増えていますが、短期入所を提供する事業所は依然として少なく、医療的支援の提供サービスについても不足しており、充実を図っていく必要があります。

○精神障害のある人に対するサービスとしては、精神科医療機関デイケアの実施や、障害福祉サービス事業所の通所利用も進み充実してきま

した。さらに^{ちいきかつどうしえん}地域活動支援センターでの^{とりく}取り組みや^{ほけんじょない}保健所内でのドロップ
インコーナー（※）への^{つうしょ}通所などにより、^{にちちゅう}日中の^{いばしょ}居場所や^{せいかつくんれん}生活訓練の場
を^{ていきょう}提供しています。また、^{ふくししせつ}福祉施設との^{れんけい}連携により^{とうじしゃどうし}当事者同士の^{こうりゅう}交流
や^{ちいき}地域での^{しゃかいさんかかつどう}社会参加活動を^{そくしん}促進しています。

^{そうだんしえん} 〔相談支援〕

○^{じりつしえんきょうぎかい}自立支援協議会を^{せつりつご}設立後^{ねん}10年が^{けいか}経過し、^{ちいきかだい}地域課題や^{きょうぎかい}協議会の^{うんえい}運営に^{かん}関
して^{かだい}課題が^{さんけん}散見されるようになったため、より^{こうりつてき}効率的な^{うんえい}運営が^{もと}求められ
ます。

○^{いたくそうだんしえんじぎょうしょ}委託相談支援事業所が^{しな}市内に^{しよ}6か所（^{へいせい}平成29年^{ねん}8月^{がつげんざい}現在）あり、^{ちいき}地域で
^{みちか}身近に^{そうだん}相談できる^{たいせい}体制ができています。今後は、より^{こんご}高度な^{こうど}課題に^{かだい}対応
できるよう、^{そうだんたいせい}相談体制のさらなる^{きょうか}強化に^{つと}努めます。

○^{しょうがい}障害のある^{こども}子供の^{ほごしゃ}保護者を^{たいしやう}対象に^こ子ども・^{じよせい}女性・^{しょうがいしゃ}障害者^{そうだん}相談セン
ター、^{ほけんじょ}保健所、^{ふくしじむしょ}福祉事務所が^{れんけい}連携して、^{りょういく}療育に関する^{かん}相談や^{しどう}指導、^{かくしゆ}各種
^{りょういくこうざ}療育講座を^{じっし}実施し、^{ほごしゃ}保護者の^{ふあん}不安の^{けいげん}軽減に^{つと}努めています。ニーズの^{たか}高ま
りに^{おう}応じ^{こんご}今後もさらなる^{じゅうじつ}充実が^{ひつよう}必要です。

○^{にゅうようじけんしん}乳幼児健診を^{しょうがい}きっかけに^{そうき}障害を^{はっけん}早期に^{はったつ}発見するとともに、^{はったつ}発達^{そうだんいん}相談員
や^{ほけんし}保健師などが^{れんけい}連携して、^{ほごしゃ}保護者の^{そうだんしえん}相談支援に^{とく}取り組んでいます。

〔発達障害のある人、障害のある子供に対する支援〕

○教育現場では、特別支援教育基礎・基本研修や特別支援教育専門研修等を実施することで、教員の専門性を高め、今後の実践に生かしていく取組を行っています。

○子供の障害特性を丁寧に把握し、どの学びの場が適当であるかを判断する教育支援(就学指導)を行っています。また、支援のあり方や校内の支援体制の整備にむけての助言を行うため、特別支援教育専門員による巡回支援訪問を実施しています。

〔就労支援〕

○公共職業安定所(ハローワーク)や障害者職業センター等と連携して雇用の促進及び啓発活動を行っています。また、9月の障害者雇用支援月間には障害のある人の雇用促進のため事業主向けにリーフレットの送付や、街頭での啓発活動を行っています。

○障害のある人の雇用の促進するため、関係機関との連携を強化し、啓発活動を推進するとともに、既存の補助制度の周知及び新たな補助制度の充実に取り組む必要があります。

〔その他〕

○学校では、障害特性に合った支援や配慮を行うために支援員や介助員を配置していますが、十分とはいえない現状です。

○障害のある人に対する住宅供給は、肢体障害のある人向けをはじめ、ニーズに応じた障害のある人に向けた住宅供給を進めています
が、今後もニーズは増大傾向にあり、さらなるバリアフリー住宅を
供給する必要があります。

○福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害のある人の社会
復帰には、再犯の防止等特別の配慮が必要であり、地域で自立した生活
が送れるような支援体制の強化が求められています。

※ドロップインコーナー

「ドロップイン」とは、「ふらっと立ち寄る」という意味で、市保健所内
に設置しています。主に統合失調症を中心とした精神障害のある人が
通所しながら、生活リズムの改善や対人関係障害等に対して、ゆるやか
なりハビリテーションを行い、同じ悩みを持つ仲間との交流を図り、
安定した社会生活を目指しながら生活訓練を行っています。

2. 圏域内の障害者手帳交付状況（平成29年3月31日現在。

上段：人、下段：構成比

(1) 身体障害者手帳

視覚障害者	聴覚・平衡・音声・言語	肢体不自由	内部障害	合計
1,228	1,932	9,545	4,941	17,646
6.9%	11.0%	54.1%	28.0%	100.0%

(2) 療育手帳

A1	A2	B1	B2	合計
524	645	834	1,285	3,288
15.9%	19.6%	25.4%	39.1%	100.0%

(3) 精神障害者保健福祉手帳

1級	2級	3級	合計
229	1,178	994	2,401
9.5%	49.1%	41.4%	100.0%

3. 障害福祉サービス等の見込量（1か月あたり）

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
居宅介護 重度訪問介護	時間	20,054	20,451	20,980	21,389
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	888	939	969	1,001

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
生活介護	人日分		14,694	14,851	15,010
	人	668	770	778	787
自立訓練(機能訓練)	人日分	120	135	140	145
	人	6	8	9	10
自立訓練(生活訓練)	人日分	538	783	820	860
	人	38	47	49	52
就労移行支援	人日分	1,038	1,056	1,174	1,274
	人	64	63	70	76
就労継続支援(A型)	人日分		8,147	8,967	9,878
	人	358	408	449	494
就労継続支援(B型)	人日分		18,189	20,383	22,751
	人	923	1,037	1,162	1,297
就労定着支援	人		5	7	10
療養介護	人	91	94	95	97
短期入所(福祉型)	人日分	503	526	547	568
	人	76	77	80	83
短期入所(医療型)	人日分	42	50	50	50
	人	9	10	10	10

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
自立生活援助	人		5	7	10
共同生活援助	人	251	259	268	278

しゆ るい 種 類	たんい 単位	2017年度 ねんど じっせきみこみ 実績見込	2018年度 ねんど	2019年度 ねんど	2020年度 ねんど
けいかくそうだんしえん 計画相談支援	にん 人	332	388	441	497
ちいきいこうしえん 地域移行支援	にん 人	1	8	16	24
ちいきていちゃくしえん 地域定着支援	にん 人	15	30	44	66

しゆ るい 種 類	たんい 単位	2017年度 ねんど じっせきみこみ 実績見込	2018年度 ねんど	2019年度 ねんど	2020年度 ねんど
じどうはったつしえん 児童発達支援	にんにちぶん 人日分	2,964	3,157	3,444	3,767
	にん 人	241	261	288	320
ほうかごとう 放課後等デイサービス	にんにちぶん 人日分	6,007	6,422	7,090	7,828
	にん 人	523	551	608	672
ほいくしょうほうもんしえん 保育所等訪問支援	にんにちぶん 人日分	8	15	25	35
	にん 人	8	15	25	35
きょたくほうもんがたじどうはったつしえん 居宅訪問型児童発達支援	にんにちぶん 人日分		2	10	20
	にん 人		2	10	20
しょうがいじそだんしえん 障害児相談支援	にん 人	55	68	78	89
いりょうてき じ たい かん 医療的ケア児に対する関 れんぶんや しえん ちょうせい 連分野の支援を調整する コーディネーターの配置 はいち にんすう 人数	にん 人		0	1	1

4. 圏域の取組

〔地域生活支援体制の充実〕

- 障害の特性を理解したホームヘルパーの確保に継続して努めます。また、利用しやすい体制にするため、事業所の拡大に努めます。
- 短期入所について、医療的支援が必要な子供の受入先を確保するため、医療機関などへ事業の実施を働きかけます。また、利用しやすい体制にするため、事業所の拡大に努めます。
- 障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、事業者等関係機関との連携のもと、緊急時の受入体制の確保に取り組めます。
- 日常生活自立支援事業等を活用し、障害のある人が各種福祉サービスの利用や、日常生活の各種手続き等を円滑に行えるよう支援します。

〔相談支援体制の充実〕

- 基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制を整備し、自立支援協議会との連携により、支援方針の共有や、地域の支援体制の構築を図ります。
- 相談支援の充実を図るため、地域福祉活動を行う関係者と連携するとともに、相談業務を担う人材の養成や資質の向上を図ります。

〔発達障害のある人、障害のある子供に対する支援〕

- 不安を抱えている保護者に対してきめ細かな支援ができるよう、医療・福祉・行政等の専門機関と連携し、発達障害のある人とその家族への総合的な支援を行います。
- 障害のある子供を育てている親同士で相談や情報交換を行う機会の充実を図ります。
- 特別支援教育基礎・基本研修や特別支援教育専門研修等の実施により、教員の専門性を高め、今後の実践に活かしていく取組を行います。
- 保育所・幼稚園・こども園、学校、保護者等の連携により、子供の発達障害を早期に発見し、早期療育へつなげます。また、発達障害のある子供の個別の支援のあり方について幼稚園・保育所・こども園等に助言するため、巡回訪問を継続して実施します。
- 子供の障害特性を丁寧に把握し、どの学びの場が適当であるかを判断する教育支援（就学指導）を行います。また、支援のあり方や校内の支援体制の整備にむけて助言を行うため、特別支援教育専門員による巡回支援訪問を実施します。

〔就労支援体制の充実・促進〕

- 障害者就業・生活支援センターの機能を強化し、法定雇用率未達成企業等に対して障害者雇用に関する啓発活動を行うとともに、街頭

での啓発活動を継続して行います。

○民間企業や事業主に対して、助成制度等の障害のある人の雇用に関する情報等を広報誌やメールで提供し、雇用の場の拡大や障害のある人が働きやすい環境の整備を促進します。

〔精神障害のある人の地域生活支援体制の充実〕

○自立支援協議会に設置している「精神障害者部会」において、精神障害のある人の地域移行の促進や地域生活支援の充実を図ります。今後は、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、取り組みます。

○精神障害のある人が地域で安心して生活が送れるよう、グループホーム等の充実に努め、地域生活を支援します。

○精神保健福祉士を配置した2か所の地域活動支援センターにおいて、福祉サービスが円滑に利用できるよう相談支援を行います。また、病院と患者との交流機会の確保を図りながら、ピアサポーターの充実に努めます。

○退院後の日中活動の場を確保するため、就労移行支援や就労継続支援などの日中活動系サービスをはじめ、地域活動支援センターにおける支援の充実を図ります。また、保健所内に設置しているドロップインコーナーなどにより日中活動の場を提供し、当事者同士の交流や社会参加を促進します。

○^{せいしんしょうがいしやだんたい}精神障害者団体や^{せいしんしょうがいしやかぞくかい}精神障害者家族会と^{れんけい}連携しながら、^{せいしんしょうがい}精神障害のある人に対する^{ひと たい}地域の^{ちいき}理解の^{りかい}促進のための^{そくしん}普及啓発活動を^{ふきゅうけいはつかつどう}行います。^{おこな}

〔^{ちいき}地域における^{きょじゅう}居住の^ば場の^{かくほ}確保〕

○^{しせつせいび}施設整備に関する^{かん}補助事業等の^{ほじょじぎょうとう}活用を、^{かつよう}事業所に^{じぎょうしょ}働きかけて、^{はたら}グループホームの^{しんきかいせつ}新規開設を^{そくしん}促進します。

○^{しえいじゅうたく}市営住宅を^{けんせつ}建設する際、^{さい}バリアフリー化に加え、^{か くわ}中層以上の^{ちゅうそういじょう}住宅には^{じゅうたく}エレベーターを^{せっち}設置するなど、^{しょうがい}障害のある人^{ひと}に^{はいりよ}配慮した^{じゅうたくせいび}住宅整備を^{すす}進めます。

○^{ざいたく}在宅の^{じゅうどしんたいしょうがい}重度身体障害のある人（^{ひと}約690名）が、^{やく めい}日常生活の^{にちじょうせいかつ}基礎となる^{き そ}住宅の^{じゅうたく}改造、^{かいそう}改修に必要な^{かいしゅう}経費を^{ひつよう}助成します。^{けいひ} ^{じょせい}

〔^{しゃかいさんか}社会参加の^{かんきょう}環境づくり〕

○^{しゅわつうやくしや}手話通訳者や^{ようやくひっきしや}要約筆記者の^{はけん}派遣する^{たいせい}体制の^{じゅうじつ}充実を図るため^{はか}登録制度^{とうろくせいど}を^{もう}設けています。また、^{ようやくひっきしや}要約筆記者については、^{わかやま}和歌山^{ようやくひっきかいおよ}要約筆記会及び^{わかやま}和歌山^{ようやくひっきフレンズナイン}パソコン要約筆記Friends9に^{いたく}委託しています。

○^{しょうがい}障害のある人^{ひと}の^{いしそつう}意思疎通を^{しえん}支援するため、^{まどぐちよう}コミュニケーションボード（^{こじんよう}窓口用、^{しゅわでんわ}個人用）、^{じぎょう}どこでも手話電話サービス事業、^{だいどくだいひつ}代読代筆ヘルパー^{はけんじぎょうとう}派遣事業等を^{おこな}行います。

○^{わかやまし}和歌山市^{したいしょうがいしやきょうかいしゅさい}肢体障害者協会主催の^{たいかい}グランドゴルフ大会の^{かいさい}開催を^{しえん}支援し、^{きかい}スポーツレクリエーションの^{じゅうじつ}機会の^{はか}充実を図ります。

○福祉施設ふくししせつや社会福祉法人しゃかいふくしほうじんによる地域の祭りちいきまつの開催かいさいを支援しえんし、障害しょうがいのある人ひととない人が交流こうりゅうする機会きかいの拡大かくたいを図りますはか。

○地域生活定着支援センターちいきせいかつていちやくしえんにおいて、矯正施設等きょうせいしせつとうを退所たいしょした福祉ふくしの支援しえんを必要ひつようとする障害しょうがいのある人等ひととうの社会復帰しゃかいふっきを目指めざした支援しえんを行いますおこな。

かいそうけんいき 〈海草圏域〉

こうせいしちようそん かいなんし きみのちよう
【構成市町村】 海南市、紀美野町

めんせき
【面積】 229.40 km²

じんこう
【人口】 59,566人（平成29年4月1日現在）

こうれいかりつ
【高齢化率】 33.5%（平成29年1月1日現在）

とうけんいき けんさいほくぶ いち けんじんこう し わりあい
当圏域は、県最北部に位置しており、県人口に占める割合6.3%と

けんいきじんこう もっと すく こうれいかりつ けんへいきん
圏域人口としては最も少なくなっています。高齢化率は、県平均

30.9%を上回る状況で、中でも紀美野町の高齢化率は県下第4位

の高位であり、町の75%を山間地が占め、全域が過疎地域に指定さ

れている状況です。

1. けんいき げんじよう かだい 1. 圏域の現状と課題

していしょうがいふくし 〔指定障害福祉サービス〕

しょうがいふくし しゅうろういこうしえんとう じぎょうしょ けんいき
○障害福祉サービスについては、就労移行支援等の事業所が圏域に

なく、他の圏域の事業所を利用しています。また、山間部は事業所

が少なく、地域によって事業所数に偏りがあります。

きょたくかいご じゅうどうほうもんかいご けんいきない
○居宅介護サービスや重度訪問介護サービスについては、圏域内に

17事業所あります（平成29年9月現在）が、立地に偏りがありま

す。山間部では、事業所が少なく、交通が不便なことから、他圏域

の事業所を利用している場合もあります。今後、障害のある人や

その家族の高齢化により、さらにサービスの需要が増加することが

予想されるため、さらなる充実を図っていく必要があります。

○グループホームは、圏域内には、6事業所(14住居)あります(平成29年9月現在)。障害のある人が、地域で自立するための居住の場として利用されています。今後、福祉施設や病院から地域に移行する障害のある人が増え、グループホームが、地域で障害のある人の受け皿として、十分に機能するように整備を図る必要があります。

○高齢の方については、介護保険サービスを優先的に利用して地域で生活しています。また、障害福祉サービスも併せて利用している方や訪問看護を利用している方もいます。住み慣れた地域で生活を継続していくためには、福祉と介護、医療の連携がますます必要になっていきます。

〔相談支援〕

○相談支援体制としては、圏域市町が共同で相談支援事業を3事業者に委託して実施しています。また、圏域内の事業者と行政機関を中心とした自立支援協議会に相談支援専門部会を設けています。切れ目のない支援を旨とし、福祉、保健、医療、教育、労働等とのネットワークの構築・連携を支援していく必要があります。

〔発達障害のある人に対する支援〕

- 発達障害の早期発見のため、各市町で乳幼児健診の充実を図るとともに、発達相談員による相談事業を行っています。また、保健所では、小児科医師による発達相談を実施しており、市町等との連携により早期対応に努めています。
- 障害受容に至るまでの家族の様々な気持ちに寄り添いながら、早期発見から適切なサービスにつなげられるような支援体制を図る必要があります。

〔就労支援〕

- 障害のある人の一般就労を促進するために、就労移行支援、就労継続支援サービスの充実だけでなく、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関との連携の強化が必要です。

〔その他〕

- 事業者によって地域住民も参加するイベントが開催され、交流が行われています。
- あいさポーター研修等を行い、地域住民の障害理解の促進やボランティアの養成を行っています。
- 施設等のバリアフリー化については公共施設を中心に進めていますが、心のバリアフリー化については一層の取組が必要です。施設

の立地に際しては、引き続き広報・啓発活動を行い、地域住民の理解を深めていく必要があります。

○市民や団体等を対象とした障害者差別解消法に関する出前講座の開催や、中学生を対象にバリアフリー体験を実施し心のバリアフリーを目指しています。

2. 圏域内の障害者手帳交付状況（平成29年3月31日現在。

上段：人、下段：構成比

(1) 身体障害者手帳

視覚障害者	聴覚・平衡・ 音声・言語・ そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
268	600	2,430	1,134	4,432
6.1%	13.5%	54.8%	25.6%	100.0%

(2) 療育手帳

A1	A2	B1	B2	合計
113	97	144	224	578
19.6%	16.8%	24.9%	38.7%	100.0%

(3) 精神障害者保健福祉手帳

1級	2級	3級	合計
81	326	250	657
12.3%	49.6%	38.1%	100.0%

3. 障害福祉サービス等の見込量（1か月あたり）

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
居宅介護 重度訪問介護	時間	3,012	3,313	3,345	3,378
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	144	148	152	156

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
生活介護	人日分		3,192	3,376	3,525
	人	146	166	176	184
自立訓練(機能訓練)	人日分	33	44	44	44
	人	2	2	2	2
自立訓練(生活訓練)	人日分	111	154	172	193
	人	10	12	13	14
就労移行支援	人日分	125	154	174	219
	人	7	8	9	11
就労継続支援(A型)	人日分		1,124	1,196	1,250
	人	45	55	60	64
就労継続支援(B型)	人日分		4,182	4,336	4,552
	人	167	247	257	270
就労定着支援	人		3	3	5
療養介護	人	23	23	23	23
短期入所(福祉型)	人日分	215	254	262	271
	人	18	22	23	25
短期入所(医療型)	人日分	40	43	46	50
	人	7	8	9	9

しゅるい 種 類	たんい 単 位	2017年度 ねんど じっせきみこみ 実績見込	2018年度 ねんど	2019年度 ねんど	2020年度 ねんど
じりつせいかつえんじよ 自立生活援助	にん 人		4	7	7
きょうどうせいかつえんじよ 共同生活援助	にん 人	73	74	77	79

しゅるい 種 類	たんい 単 位	2017年度 ねんど じっせきみこみ 実績見込	2018年度 ねんど	2019年度 ねんど	2020年度 ねんど
けいかくそうだんしえん 計画相談支援	にん 人	100	103	106	109
ちいきいこうしえん 地域移行支援	にん 人	2	2	4	4
ちいきていちゃくしえん 地域定着支援	にん 人	0	2	4	4

しゅるい 種 類	たんい 単 位	2017年度 ねんど じっせきみこみ 実績見込	2018年度 ねんど	2019年度 ねんど	2020年度 ねんど
じどうはったつしえん 児童発達支援	にんにちぶん 人日分	587	618	630	632
	にん 人	38	52	54	54
ほうかごとう 放課後等デイサービス	にんにちぶん 人日分	733	797	855	935
	にん 人	59	64	68	73
ほいくしょうほうもんしえん 保育所等訪問支援	にんにちぶん 人日分	1	2	2	2
	にん 人	1	4	4	4
きょたくほうもんがたじどうはったつしえん 居宅訪問型児童発達支援	にんにちぶん 人日分		1	1	2
	にん 人		1	1	2
しょうがいじそだんしえん 障害児相談支援	にん 人	29	30	33	37
いりょうてき じ たい かん 医療的ケア児に対する関 れんぶんや しえん ちょうせい 連分野の支援を調整する はいち コーディネーターの配置 にんすう 人数	にん 人		0	0	1

4. 圏域の取組

〔地域生活支援体制の充実〕

○障害のある人が高齢になっても、住み慣れた地域社会で生活できるよう訪問系サービスは一層重要となるため、介護保険制度における居宅サービス事業者に、訪問系サービスへの参入を働きかけ、在宅サービスの確保に努めます。

○自立支援協議会に設置している「地域生活居住部会」では、グループホーム等の居住の場の現状把握に努め、関係機関と情報を共有します。また、課題解決に向け、他の部会と連携を密にとり、地域で安心して生活ができるよう障害のある人の地域生活の充実を図ります。

○障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、事業者等関係機関との連携のもと、緊急時の受入体制の確保に取り組みます。

○日常生活自立支援事業等を活用し、障害のある人が各種福祉サービスの利用や、日常生活の各種手続き等を円滑に行えるよう支援します。

〔相談支援体制の充実〕

○地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行う基幹相談支援センターの整備に取り組みます。

○自立支援協議会に設置している「相談支援専門部会」では、どのよ

うな事例にも対応できるため、相談支援専門員の支援技術の向上
を
めざすとともに、地域で障害のある人を支援していただけるよう
連携の強化に取り組みます。また、個々の事例の課題を分析・把握
し、自立支援協議会で課題の解決に向けて取り組みます。

- 地域資源マップの作成に取り組み、障害のある人のニーズと既存
のサービスとのマッチングを行い、よりよい生活ができる体制の
充実を目指します。

〔障害のある子供への支援〕

- 圏域内に未設置の児童発達支援センターの開設を事業者等に働
きかけます。

- 市町の乳幼児健診や保育所等の健診、保健所の発達相談による
早期発見のほか、専門医療機関、子ども・女性・障害者相談セン
ター及び発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、発達
障害のある人とその家族への総合的な支援を行います。

- 障害のある子供について、教育委員会、学校、事業者等関係機関
とケース会議を開催し、切れ目のない支援を行います。

- 発達障害等の理解を促進するため、事業者等が行う地域住民へ
の啓発活動を支援します。

〔就労支援体制の充実・促進〕

○自立支援協議会に設置している「就労部会」において、関係機関等との情報共有を行い、障害のある人の一般就労、福祉的就労を支援します。

○自立支援協議会「就労部会」の取組

①関係機関と情報共有・連携を行い、圏域における就労に係る課題を把握し、解決に向けて取り組みます。

②就労アセスメントシートを活用した支援や、インターンシップ等の就労体験による就労を実施し、一般就労を推進します。

③共同受注窓口を設置し情報発信を行うとともに、病院内の売店での委託販売等により工賃の向上につなげます。

④ふれあい福祉フェスティバル等のイベントを関係機関と開催し、障害の理解を深める啓発活動を行います。

〔精神障害のある人の地域生活支援の充実〕

○自立支援協議会に設置している「精神保健福祉部会」において、

当事者を対象としたアンケート調査等を行い、実態把握に努めます。

アンケート調査等から得られた結果について、他の部会と情報

共有を行い、共通課題については、「圏域の課題」として提案し、

課題解決に向けて連携して検討します。

○中高生向けのパンフレットを作成し、障害への理解を深めるため

けいはつかつどう と く
の啓発活動に取り組みます。

ほけん いりょう ふくしかんけいしゃ じょうほうきょうゆう れんけい おこな せいしんしょうがい
○保健、医療、福祉関係者が情報共有や連携を行い、精神障害の
ひと ちいき あんてい せいかつ けいぞく ちいきほうかつ
ある人が地域で安定した生活を継続していけるように地域包括ケ
アシステムの構築を目指します。

ちいきかつどうしえん ちいき せいかつ しょうがい ひと
○地域活動支援センターにおいて、地域で生活する障害のある人に、
そうさくてきかつどう せいさんかつどう きかい ていきょう ちいきしゃかい こうりゅう そくしん
創作的活動や生産活動の機会を提供し、地域社会との交流を促進
します。

ふくしせつ びょういん ちいきせいかつ いこう そくしん
○福祉施設や病院からの地域生活への移行を促進するために、グ
ループホーム等の設置を支援し、居住の場の確保に努めます。

しょうがい ひと きぼう にゆうきよ げんじょう
○障害のある人が希望するグループホームに入居できるよう、現状
はあく おこな
の把握を行います。

せいしんしょうがい ひと ちいきせいかつ いじ
○精神障害のある人が、地域生活を維持できるように、アウトリー
じぎょう かつよう ほけん いりょうおよ ふくし せいかつ そうごうてき しえん おこな
チ事業を活用し、保健・医療及び福祉・生活の総合的な支援を行います。

きょうつう なや もんだい かか ひと かそく うんえい かそくかいとう
○共通の悩みや問題を抱える人やその家族が運営している家族会等
のセルフヘルプグループが行う活動を支援します。また、ピアサ
ポーターの養成を支援します。

〔地域における居住の場の確保〕

じぎょうしゃ はたら かいせつ そくしん
○事業者に働きかけて、グループホームの開設を促進します。

しょうがい ひと ちいき う い あんしん せいかつ
○障害のある人が地域で受け入れられ安心して生活ができるよう、

じぎょうしょ だんたい おこな しょうがい りかい ぶか けいはつかつどう
事業所や団体が 行う 障害への理解を深めるための啓発活動を
しえん
支援します。

〔社会参加の環境づくり〕

い し そつう しえん ひつよう しょうがい ひと たい しゅわつうやくしゃ
○意思疎通支援を必要とする障害のある人に対して、手話通訳者、

ようやくひつきしゃ はけん たいせい じゅうじつきようか はか
要約筆記者を派遣する体制の充実強化を図ります。

しょうがい りかい しょうがい ひと と ま しゃかいてきしょうへき
○障害への理解だけでなく、障害のある人を取り巻く社会的障壁を

と のぞ しょうがい ひと ひと ちいき いちいん せいかつ
取り除き、障害のある人もない人も地域の一人として生活できる

しゃかい じつげん はか しょうがいしゃだんたい れんけい けんこう どう
社会の実現を図るため、障害者団体と連携して健康まつり等にお

いて啓発活動を続けて行います。また、障害者団体と連携して学校

とう じゅんかい しょうがい まな きかい もう ところ か
等を巡回し、障害について学ぶ機会を設け、心のバリアフリー化

と
に取り組みます。

ちいきせいかつていちゃくしえん ぎょうせいとう かんけいきかん れんけい きょうせい
○地域生活定着支援センターと行政等の関係機関が連携し、矯正

しせつとう たいしょ ふくし しえん ひつよう しょうがい ひととう しゃかい
施設等を退所した福祉の支援を必要とする障害のある人等の社会

ふっき めざ しえん おこな
復帰を目指した支援を行います。

〈那賀圏域〉

【構成市町村】 紀の川市、岩出市

【面積】 266.72 km²

【人口】 114,914人（平成29年4月1日現在）

【高齢化率】 26.1%（平成29年1月1日現在）

圏域東部の紀の川市は、和泉山脈や紀伊山地などの豊かな自然に囲まれた中に市街地や田園集落が広がっており、山間部は公共交通の不便な地域となっているため、コミュニティバスを運行しています。岩出市は、和歌山市や泉南地域への交通アクセスに恵まれ、市内には3コースに分かれた巡回バスが運行されています。県全体の高齢化が進む中で、那賀圏域は、県平均30.9%より5ポイント程度低くなっていますが、今後、高齢化が進行すると見込まれます。

1. 圏域の現状と課題

〔指定障害福祉サービス〕

○障害福祉サービスについては、訪問系サービス、療養介護、児童発達支援の事業所は充実していますが、自立訓練（機能訓練）、行動援護、重度障害者等包括支援については、事業所が不足しています。特に、山間部に住んでいる障害のある人については、近くに事業所がないため希望するサービスを利用することが困難な状況です。

また、就労継続支援A型事業所と放課後等デイサービス事業所数の増加により、サービス内容の質の維持が課題です。

○入所施設については、障害者支援施設が1か所（平成29年4月現在）ありますが、他圏域の入所・短期入所施設を利用している人も多く、なかには県外の施設を利用している人もいます。

特に、医療的ケアを必要とする障害のある人のための入所・短期入所施設が不足している状況です。

○グループホームは、現在圏域内に4事業所（13住居）（平成29年4月現在）ありますが、ほぼ満室で、他圏域のグループホーム等を利用している状況です。

○精神障害のある人のサービスの利用状況としては、訪問系サービスの利用は増加していますが、居住支援・施設系のサービスについては、グループホーム等が不足しているため利用できていない状況であり、退院後の地域における居住の場として確保が必要です。

〔相談支援〕

○地域の相談支援体制としては、両市がそれぞれ基幹相談支援センター事業を委託して実施しており、専門的職員を配置して、相談支援機能の強化を図っています。

○現在、関係機関と連携し、緊急時の受入体制の整備について検討を

おこな
行っています。

○障害のある人の日中の居場所として重要な地域活動支援センターについては、圏域内に2か所（平成29年4月現在）あり、障害のある人に創作的活動や生産活動の機会を提供したり、社会との交流等の促進を図るためのイベント等様々な事業を実施しています。

○障害のある人の自立を促進するには、当事者が自立に向けた意欲を持ち、自立への課題を明らかにできる場が必要です。また、将来自立した生活を送るため、地域社会で、様々な活動や体験を積むことができる機会を確保することが重要です。このため、地域活動支援センター等において、こうしたサービスの充実が求められています。

○圏域内の事業者と行政機関を中心に、福祉、保健、医療、教育、労働等の各分野の関係機関で構成する自立支援協議会については、現在、専門部会として「就労支援部会」、「精神障害専門部会」、「防災部会」、「こども部会（サブ部会として発達支援センター連絡調整会議及び放課後等デイサービス事業所交流会がある。）」及び「人材育成部会（サブ部会として相談支援部会及びケアマネ連携サブ部会がある。）」が活動しています。

〔発達障害のある人に対する支援〕

- 発達障害については、まだ社会の中で十分に理解されておらず、発達障害のある人が適切な支援を受けられていない状況であり、乳幼児期から成人期まで一貫した支援を行うための体制整備が必要とされています。
- 地域活動支援センター合同で発達障害者の親の会を運営し、毎月活動しています。また、当事者の余暇活動支援も行っています。
- 今後は、ペアレント・メンター養成や家族会との連携が課題です。

〔障害のある子供に対する支援〕

- 就学前の療育支援については、2か所の児童発達支援センターの利用調整を自立支援協議会で行っていますが、児童発達支援事業所との連携や役割分担の検討が必要です。
- 学齢期の療育支援については、放課後等デイサービス事業所と学校との連携や、思春期における課題についての支援を検討する必要があります（例：つなぎ愛シートの活用やスクールソーシャルワーカーとの連携等）。

〔就労支援〕

- 障害のある人の就労支援体制として、圏域内に公共職業安定所（ハローワーク）はありませんが、「ワークプラザ紀の川」があり、

きゅうしょくかつどう かのう
求職活動は可能です。

せんもんてき しゅうろうそうだんまどぐち しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん
専門的な就労相談窓口は、障害者就業・生活支援センターのみと
なっています。また、しょうがい ひと う い いっぱんきぎょう すく
ため、障害者雇用に対する企業の理解を促進し、雇用の場を開拓す
ることが必要です。

〔その他〕

しょうがい ひと しゃかいさんか そくしん さまざま かいさい
○障害のある人の社会参加を促進するための様々なイベントが開催
されています。こんご しょうがい ひと ひと こうりゅう ば ひつよう
です。今後とも、障害のある人となない人の交流の場が必要
です。

ぼうさいぶかい とりくみ にちちゅうかつどうしえん しょうがいふくし じぎょうしょ
○防災部会の取組により、日中活動支援の障害福祉サービス事業所
におけるぼうさい さくせいりつ いじょう こんご
防災マニュアル作成率は90%以上となっており、今後、
ぼうさい じっこうせいけんしょう こうしん しえん ひつよう
防災マニュアルの実効性検証や更新の支援が必要です。

しょうがいしゃしゅうかん けんいき じぎょうしょゆうし きかく かいさい
○障害者週間に、圏域の事業所有志で企画するイベントを開催し、
しょうがいしゃ げいじゅつぶんかかつどう はっぴょう けいはつ ば もう
障害者の芸術文化活動の発表・啓発の場を設けています。

2. 圏域内の障害者手帳交付状況（平成29年3月31日現在。

上段：人、下段：構成比

(1) 身体障害者手帳

視覚障害者	聴覚・平衡・音声・言語	肢体不自由	内部障害	合計
323	593	3,554	1,539	6,009
5.4%	9.9%	59.1%	25.6%	100.0%

(2) 療育手帳

A1	A2	B1	B2	合計
162	181	255	572	1,170
13.8%	15.5%	21.8%	48.9%	100.0%

(3) 精神障害者保健福祉手帳

1級	2級	3級	合計
89	348	207	644
13.8%	54.0%	32.2%	100.0%

3. 障害福祉サービス等の見込量（1か月あたり）

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
居宅介護 重度訪問介護	時間	4,647	5,473	6,010	6,621
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	211	247	254	260

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
生活介護	人日分		4,418	4,890	5,140
	人	178	238	250	262
自立訓練(機能訓練)	人日分	6	45	67	67
	人	1	2	3	3
自立訓練(生活訓練)	人日分	230	170	182	195
	人	13	9	10	11
就労移行支援	人日分	405	485	538	597
	人	26	30	33	37
就労継続支援(A型)	人日分		3,251	3,727	4,257
	人	135	160	179	200
就労継続支援(B型)	人日分		4,442	4,820	5,222
	人	214	274	291	310
就労定着支援	人		3	5	7
療養介護	人	17	18	18	18
短期入所(福祉型)	人日分	207	260	262	264
	人	22	23	24	25
短期入所(医療型)	人日分	127	116	138	158
	人	19	17	19	20

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
自立生活援助	人		2	3	4
共同生活援助	人	83	86	89	93

しゅるい 種 類	たんい 単 位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
けいかくそうだんしえん 計画相談支援	にん 人	133	140	148	157
ちいきいこうしえん 地域移行支援	にん 人	1	2	2	2
ちいきていちゃくしえん 地域定着支援	にん 人	1	3	4	5

しゅるい 種 類	たんい 単 位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
じどうはったつしえん 児童発達支援	にんにちぶん 人日分	1,565	1,599	1,668	1,742
	にん 人	123	123	124	125
ほうかごとう 放課後等デイサービス	にんにちぶん 人日分	2,865	3,121	3,434	3,780
	にん 人	197	213	235	260
ほいくしょうほうもんしえん 保育所等訪問支援	にんにちぶん 人日分	3	10	11	12
	にん 人	3	8	9	10
きょたくほうもんがたじどうはったつしえん 居宅訪問型児童発達支援	にんにちぶん 人日分		3	3	3
	にん 人		2	2	2
しょうがいじそうだんしえん 障害児相談支援	にん 人	16	26	37	55
いりょうてき じ たい かん 医療的ケア児に対する関 れんぶんや しえん ちょうせい 連分野の支援を調整する コーディネーターの配置 にんすう 人数	にん 人		1	1	1

4. 圏域の取組

〔地域生活支援体制の充実〕

- 障害のある人が地域で安心して暮らせるように、障害の特性に応じたホームヘルパーの確保や、在宅サービスの充実に努めます。
- 地域特性に応じたサービスが提供できるよう、日中一時支援等の地域生活支援事業の充実に努めます。
- 障害のある人の日常生活、社会参加を支援するため、地域活動支援センターにおいて、創作的活動や地域住民との交流の機会の提供、生活訓練等を引き続き実施するとともに活動内容の充実に努めます。
- 障害のある人が地域で安心して暮らせるように、事業者等関係機関との連携のもと、圏域内の緊急の受入体制の整備を進めます。
- 日常生活自立支援事業等を活用し、障害のある人が各種福祉サービスの利用や、日常生活の各種手続き等を円滑に行えるよう支援します。

〔相談支援体制の充実〕

- 両市の相談支援事業所を住民が相互利用できるようにすることにより、相談窓口の充実に努めます。
- 自立支援協議会では、専門部会で明らかになった課題を共有するとともに、各関係機関が連携して、その解決に向けて検討し、地域

の社会資源の開発・改善を行うなど、障害のある人が地域で安心して暮らせるような地域づくりに取り組みます。

○自立支援協議会に設置している就労支援部会、精神障害専門部会等の専門部会において、個別の課題について議論を深め、全体会議などに施策を提案し、課題解決に取り組みます。また、新たに設置された「こども部会」「人材育成部会」の機能強化に取り組みます。

○保育所や幼稚園、学校、PTA等の連携により、発達障害の早期発見から早期療育へとつなげるとともに、子ども・女性・障害者相談センター及び発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、発達障害のある人とその家族への総合的な支援を行います。

〔障害のある子供に対する支援〕

○児童発達支援センターの利用について、自立支援協議会こども部会サブ部会「児童発達支援センター連絡調整会議」を開き、調整を図ります（平成29年に2か所目の児童発達支援センター開所）。

○自立支援協議会こども部会サブ部会「放課後等デイサービス事業所連絡会」において、情報交換や研修を実施することで支援の質の向上を図ります。

〔就労支援体制の充実・促進〕

○自立支援協議会「就労支援部会」を中心に関係機関と連携して

しょうがい ひと しゅうろうしえん と く
障害のある人の就労支援に取り組みます。

じりつしえんきょうぎかい しゅうろうしえんぶかい とりくみ
○自立支援協議会「就労支援部会」の取組

ちいき はたら しゅうろうおよ ともな せいかつしえんとう いっぱん
①地域で働けるよう、就労及びそれに伴う生活支援等、一般

しゅうろうしえん きょうか む たいせいせいび すす
就労支援の強化に向けた体制整備を進めます。

けんとうかい つう かんけいきかん じょうほう きょうゆう しゅうろういこう
②ケース検討会を通じて、関係機関が情報を共有し、就労移行

しえんじぎょうおよ しゅうろうけいぞくしえんじぎょう じゅうじつ こうきょうしよくぎょうあんていじよ
支援事業及び就労継続支援事業の充実、公共職業安定所（ハ

ローワーク）、しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん およ しゅうろういこうしえん
障害者就業・生活支援センター及び就労移行支援

じぎょうしょ れんけい こよう とう かつよう
事業所との連携によるトライアル雇用やジョブコーチ等の活用

ぞくしん しせつがいしゅうろう あっせん しょうがいしゃゆうせんちょうたつすいしんほう きょうどう
の促進、施設外就労の斡旋、障害者優先調達推進法による共同

じゅちゆうまどぐち せっち じぎょうしょしょくいん けんしゅうとう つう しょうがい ひと
受注窓口の設置、事業所職員の研修等を通じ障害のある人の

しゅうろう しえん
就労を支援します。

しょうがい ひと こよう たい りかい ぞくしん しゅうろうしえんぶかい
○障害のある人の雇用に対する理解を促進するため、就労支援部会

かつどうおよ きぎょう こうりゆう つう けいはつかつどう おこな
の活動及び企業との交流を通じて、啓発活動を行います。

せいしんしょうがい ひと ちいきせいかつしえん じゅうじつ
〔精神障害のある人の地域生活支援の充実〕

じりつしえんきょうぎかい せっち せいしんしょうがいせんもんぶかい しゅ
○自立支援協議会に設置している「精神障害専門部会」において、主

としてせいしんしょうがい ひと しえん そうだんしえんじぎょうしょ いりょうきかん
として精神障害のある人を支援する相談支援事業所や医療機関、

ほけんじょ ふくし じぎょうしょとう れんけい いけんこうかん かだい けんとうとう
保健所、福祉サービス事業所等と連携し、意見交換・課題の検討等

おこな せいしんしょうがい ひと さいてき しえん と く
を行い、精神障害のある人に最適な支援ができるよう取り組みま

す。

ちいき うけいれたいせい せいび ちいきたいせいせいび
○地域の受入体制を整備するため、地域体制整備コーディネーターと

していっばんそうだんし えんじぎょうしょ れんけい きょうどう けんいき げんじょうはあく おこな
指定一般相談支援事業所が連携・協働して、圏域の現状把握を行

い、精神障害のある人が地域生活を継続できるよう支援します。

○地域活動支援センター事業により、障害のある人の日常生活、社会

生活を支援するとともに、ボランティア育成や啓発等を推進しま

す。

○自立支援協議会において民生委員・児童委員会との学習・交流会を

企画するなど、地域の障害のある人に対する理解を深めるための

啓発を行います。

〔地域における居住の場の確保〕

○グループホームの整備を促進するため、新規開設予定事業者等に

対し転用可能な公営住宅等の情報提供を行います。

○グループホームの設置について、地域住民の理解を深め、地域の

受入体制を整備するために、事業者による地元説明会や講演会の

開催、出前講座等の啓発活動を支援します。

○障害のある人やその家族、また入所施設や医療機関等に対し、地域

生活に必要なあらゆる情報の提供に努めます。

〔社会参加の環境づくり〕

○意思疎通支援を必要とする障害のある人に対して、手話通訳者・

要約筆記者を派遣する体制の充実強化を図ります。

○^{ちい}地域^きにおける^{しょうがい}障害^ひのある^{たい}人^りに対する^り理解^{かい}を^ふ深^かめ、^{しょうがい}障害^ひのある^ひ人の^{しゃ}社会^{かい}参加^{さん}を^か支援^{せん}するため、^ぶスポーツ^ん、^かレクリエーション^{かつ}、^ど文化活動^{どう}等^とを通じて、^き共生^{せい}の^{しゃ}社会^{かい}づくりを^{すす}さらに^{すす}進^{すす}めます。

○^ふ福祉^くサービス^じ事業^じ所^{しょ}や^か家族^{ぞく}の^{かい}会^{かい}が「^{しょうがい}障害^し者^じ週^{しゅう}間^{かん}」に^{かい}開催^{さい}する^{しょうがい}障害^ひのある^ひ人と^ち地域^い住民^{じゅう}の^{こう}交流^{りゅう}イベントの^{しゅう}周知^ちについて^し支援^{せん}を^お行^{こな}います。

○^ち地域^い生活^{せい}定^ち着^{てい}支援^{ちやく}センターと^ぎ行政^{せい}等^{とう}の^{かん}関係^{けい}機^き関^{かん}が^{れん}連携^{けい}し、^き矯正^{せい}施設^{せつ}等^{とう}を^{たい}退^し所^{じょ}した^ふ福祉^くの^し支援^{せん}を^ひ必要^{ひつ}とする^{しょうがい}障害^ひのある^ひ人^と等^との^{しゃ}社会^{かい}復^ふ帰^きを^め目^ざ指^しした^し支援^{せん}を^お行^{こな}います。

いとけんいき 〈伊都圏域〉

【構成市町村】 はしもとし 橋本市、ちやう かつらぎ町、くどやまちやう 九度山町、こうやちやう 高野町

【面積】 463.43 km²

【人口】 86,627人（へいせい 平成29年ねん 4月1日がつついたちげんざい 現在）

【高齢化率】 32.3%（へいせい 平成29年ねん 1月1日がつついたちげんざい 現在）

当圏域は、けんほくとうぶ 県北東部に位置し、おおさかふ 大阪府、ならけん 奈良県との県境を有しています。けんいきじんこう 圏域人口は、ねんねんげんじやう 年々減少し、こうれいか 高齢化も進行しています。中でもくどやまちやう 九度山町、こうやちやう 高野町のこうれいかりつ 高齢化率は40%を超えており、けんへいきん 県平均30.9%をおお大きくうわまわ上回っています。

1. 圏域の現状と課題

〔指定障害福祉サービス等〕

○ちやう かつらぎ町、くどやまちやう 九度山町、こうやちやう 高野町のさんかんばん 山間部では、じぎやうしょぶそく 事業所不足やこうつう 交通がふべん 不便なことからかくしゆ 各種サービスの利用がりやう 困難な状況となっ
ています。特に、とく 冬季においてはせきせつ 積雪によりこうつう 交通がしゃだん 遮断される地域もあり、
利用できるサービスがげんてい 限定されるため、こうつうじじやう 交通事情も考慮したサービ
スのていきやうたいせい 提供体制のせいび 整備が求められています。

○しょうがい 障害のある人のひと 地域でのきよじゆう 居住の場としてば グループホームのせいび 整備を
促進するとともに、しょうがい 障害のある人やしょうがい 障害のある人のひと 家族がちいき 地域で
のじりつ 自立した生活についてせいかつ 十分にじゆうぶん 理解し、りかい 安心できるよう、あんしん 情報を
しょうほう 提供していくことが必要です。グループホームは、けんいきない 圏域内に4

事業所（9住居）（平成29年4月現在）設置されており、少しずつ増加しているものの、今後も圏域内における居住の場としてさらなる確保が必要です。

○精神障害のある人に対するサービス事業所としては、日中活動ができる事業所はほぼ充足していますが、グループホーム等の居住の場や短期入所サービスが不足しています。

○入所施設は、圏域内に2か所（平成29年4月現在）ありますが、新たな利用希望については、他圏域の入所施設を調整しなければならない状態です。

〔相談支援〕

○相談支援事業については、圏域の市町が共同で3事業者に委託して実施しています。また、圏域内の事業者と行政機関を中心に、福祉、保健、医療、教育、労働等の各分野の関係機関で構成する自立支援協議会については、関係機関が情報を共有し、連携して障害のある人を一体的に支援できるようネットワークを構築し、その連携強化に努めています。協議会には、専門部会として「就労支援部会」や「子ども部会」などを設置しています。

○平成28年度から基幹相談支援センター設立準備会を毎月開催しており、平成30年度の設置に向けて協議しています。

〔障害のある子供に対する支援〕

○発達障害のある子供の早期発見については市町の保健師が中心となり、4か月健診から3歳児健診までの乳幼児健康診査等で障害の早期発見に努めています。障害のある子供については、医療機関や保育所等における早期療育へとつながるよう早い段階から支援を開始し、学童期には就学指導委員会を通じて教育機関とも連携して支援を行っています。しかし、障害が軽度な子供については、支援が遅くなる傾向にあり、早期対応が今後の課題となっています。

卒業後の社会参加、特に就労も含めた成人期にいたるまでの支援が求められています。

○各市町が乳幼児健診後に1～2歳児を対象に親子教室を実施しています。また、療育相談や調整会議等で専門の療育施設や地域の保育所での支援について検討しています。

○放課後等デイサービスの事業所が定期的に連絡会を実施し、情報交換を行っています。

〔就労支援〕

○就労支援の専門的相談窓口としては、障害者就業・生活支援センターが設置されており、一般就労等について一定の成果をあげています。

こんご しょうがい ひと こよう ば かくだい しゅうろう いっそうそくしん
今後も障害のある人の雇用の場を拡大し、就労を一層促進するた
め、しょうがいしゃ こよう たい きぎょう りかい ぶか じりつしえん
め、障害者雇用に対する企業の理解を深めるとともに、自立支援
きょうぎかい しゅうろうぶかい きぎょう さぎょうしょ しごと あっせん
協議会の就労部会において企業から作業所への仕事の斡旋や、
しせつがいしゅうろう ちょうせい ひつよう
施設外就労の調整などが必要です。

〔その他〕

しょうがい ひと しゃかいさんか そくしん ちいきじゅうみん しょうがい
○障害のある人の社会参加を促進するため、地域住民と障害のある
ひと こうりゅう ば も たが りかい ぶか けいはつかつどう
人が交流の場を持ち、お互いに理解を深めるための啓発活動が
ひつよう ぶつりめん めん ちいき
必要です。また、物理面のみならず、あらゆる面において地域のバ
リアフリー化を進めることがひつよう
必要です。

2. 圏域内の障害者手帳交付状況（平成29年3月31日現在。

上段：人、下段：構成比）

(1) 身体障害者手帳

視覚障害者	聴覚・平衡・ 音声・言語・ そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
358	695	3,140	1,385	5,578
6.4%	12.5%	56.3%	24.8%	100.0%

(2) 療育手帳

A1	A2	B1	B2	合計
111	164	192	350	817
13.6%	20.1%	23.5%	42.8%	100.0%

(3) 精神障害者保健福祉手帳

1級	2級	3級	合計
52	315	196	563
9.2%	56.0%	34.8%	100.0%

3. 障害福祉サービス等の見込量（1か月あたり）

種 類	単 位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
居宅介護 重度訪問介護	時間	3,911	3,868	3,994	4,118
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	181	179	183	186

種 類	単 位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
生活介護	人日分		4,620	4,707	4,818
	人	218	238	243	248
自立訓練(機能訓練)	人日分	0	23	23	23
	人	0	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	人日分	252	291	301	315
	人	20	25	25	26
就労移行支援	人日分	442	464	471	491
	人	23	25	26	27
就労継続支援(A型)	人日分		2,452	2,599	2,599
	人	85	124	129	129
就労継続支援(B型)	人日分		3,561	3,661	3,725
	人	185	225	234	240
就労定着支援	人		6	6	8
療養介護	人	17	15	14	14
短期入所(福祉型)	人日分	201	178	191	199
	人	20	20	22	23
短期入所(医療型)	人日分	42	45	50	55
	人	7	8	9	10

種 類	単 位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
自立生活援助	人		3	3	3
共同生活援助	人	74	74	77	79

しゅるい 種 類	たんい 単 位	2017年度 ねんど じっせきみこみ 実績見込	2018年度 ねんど	2019年度 ねんど	2020年度 ねんど
けいかくそうだんしえん 計画相談支援	にん 人	107	104	109	112
ちいきいこうしえん 地域移行支援	にん 人	0	3	6	8
ちいきていちゃくしえん 地域定着支援	にん 人	0	3	3	3

しゅるい 種 類	たんい 単 位	2017年度 ねんど じっせきみこみ 実績見込	2018年度 ねんど	2019年度 ねんど	2020年度 ねんど
じどうはったつしえん 児童発達支援	にんにちぶん 人日分	1,404	1,420	1,456	1,491
	にん 人	102	120	124	127
ほうかごとう 放課後等デイサービス	にんにちぶん 人日分	1,234	1,031	1,051	1,083
	にん 人	96	85	86	88
ほいくしょうほうもんしえん 保育所等訪問支援	にんにちぶん 人日分	7	15	17	18
	にん 人	4	9	10	10
きょたくほうもんがたじどうはったつしえん 居宅訪問型児童発達支援	にんにちぶん 人日分		4	8	8
	にん 人		1	2	2
しょうがいじそうだんしえん 障害児相談支援	にん 人	26	23	26	27
いりょうてき じ たい かん 医療的ケア児に対する関 れんぶんや しえん ちょうせい 連分野の支援を調整する コーディネーターの配置 にんすう 人数	にん 人		0	0	1

4. 圏域の取組

〔地域生活支援体制の充実〕

- 障害のある人が地域で安心して暮らせるように、障害の特性に応じたホームヘルパーの確保や短期入所の充実に努めます。
- 障害のある人が高齢になっても住み慣れた地域で生活できるよう、介護保険制度における訪問介護事業所や居宅介護支援事業所に對して、事業参入を働きかけ、訪問系サービスの充実に努めます。
- 障害のある人が地域で安心して暮らせるように、事業者等関係機関との連携のもと、緊急時の受入体制の確保に取り組みます。
- 日常生活自立支援事業等を活用し、障害のある人の各種福祉サービスの利用や、日常生活の各種手続き等を円滑に行えるよう支援します。

〔相談支援体制の充実〕

- 自立支援協議会において、福祉、保健、医療、教育、労働等の関係機関の連携を深め、地域の課題を共有することにより、総合的な相談支援体制の強化に取り組みます。
- また、自立支援協議会のケアマネジメント連携部会で研修を行い、関係機関の連携強化やサービス等利用計画の充実に取り組みます。

〔発達障害のある人に対する支援〕

○自立支援協議会において、関係機関の連携を強化し、早期発見、早期療育へとつなげることができるよう地域の支援体制を整備します。特に支援を必要とする事例について課題を明確にし、その解決策を検討します。

また、子ども・女性・障害者相談センター及び発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、発達障害のある人とその家族への総合的な支援を行います。

〔障害のある子供に対する支援〕

○自立支援協議会に設置している「子ども部会」において、圏域の療育支援システムについてフローチャートによる視覚化を行い、圏域全体の共通理解を目指します。

○放課後等デイサービス事業所が定期的に行っている連絡会に、自立支援協議会子ども部会が参加することで業務を強化し、放課後等デイサービスの充実に努めます。

〔就労支援体制の充実・促進〕

○自立支援協議会の専門部会「就労支援部会」を中心に関係機関と連携して障害のある人の就労支援に取り組みます。

また、障害者優先調達法における物品の調達について、就労支援

部会が共同受注窓口として各事業所へ情報提供を行います。

○自立支援協議会の就労支援部会では、障害のある人の就労について、現状を十分に把握し、部会参加者の意識向上を確実に図りながら運営を進めます。

○障害者総合支援法に基づく就労支援サービス以外の事業所も広く参加し、障害のある人の就労に関するネットワークの体制を強化しながら、ニーズや課題について議論し、社会資源の改善・開発や地域の取り組みについて全体会へ提案します。

また、事業所間の情報交換や販路拡大のため、相互に事業所へ販売活動を行います。

○障害者雇用に対する理解を促進するため、就労支援部会の活動を通じて企業に対し啓発活動を行います。

〔精神障害のある人の地域生活支援の充実〕

○退院可能な精神障害のある人が地域で生活できるよう、事業者、医療機関と連携して、住まいや日中活動の場の確保に努めます。

○精神障害のある人に対する地域の理解を促進するため、障害者相談支援事業者と協働したイベントの開催等啓発活動を行います。

○自立支援協議会に設置している「精神保健ネットワーク部会」において、圏域の進捗状況を確認し、対象者の事例検討の上で、共通

理解を図ります。事例検討から明らかとなった課題を通じてニーズを把握し、解決策等について検討し、関係機関と連携しながら、精神障害のある人の地域生活支援を進めます。

また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて協議を進めます。

〔地域における居住の場の確保〕

○グループホームの整備を図るため、転用可能な公営住宅等の情報を提供を行います。

○事業所や医療機関と連携し、グループホーム等の整備を促進します。

〔社会参加の環境づくり〕

○スポーツ・文化活動等障害のある人と地域の住民との交流事業は、障害のある人の社会的自立に役立つものであり、また地域の障害のある人に対する理解を深める広報・啓発としても非常に重要です。こうした社会参加を支援するため、圏域内市町では、手話通訳者設置、手話通訳者派遣、要約筆記奉仕員などの派遣や、移動支援事業、自動車運転免許取得・改造助成事業を引き続き実施します。

○地域生活定着支援センターと行政等の関係機関が連携し、矯正

しせつとう たいしょ ふくし しえん ひつよう しょうがい ひととう しゃかい
施設等を退所した福祉の支援を必要とする障害のある人等の社会
ふっき めざ しえん おこな
復帰を目指した支援を行います。

ありだけんいき 〈有田圏域〉

こうせいしちやうそん ありだし ゆあさちやう ひろがわちやう ありだがわちやう
【構成市町村】 有田市、湯浅町、広川町、有田川町

めんせき
【面積】 474.86 km²

じんこう
【人口】 72,668人（平成29年4月1日現在）

こうれいかりつ
【高齢化率】 31.6%（平成29年1月1日現在）

とうけんいき ありだがわか こうそ りんかいぶ へいち ひろ しがいち けいせい
当圏域は、有田川河口沿いの臨海部に平地が広がり市街地が形成されてい
ますが、後背地は農業地域、圏域東部は山間部となっています。圏域の高
齢化率は県平均30.9%を若干上回っており、山間部ではさらに高齢化率
が高くなっています。団塊の世代が高齢期に向かうことからさらに高
齢化が進むと予想されます。

1. けんいき げんじやう かだい 圏域の現状と課題

していしやうがいふくし 〔指定障害福祉サービス〕

きやたくかいご じゅうどほうもんかいご ほうもんけい
○居宅介護や重度訪問介護といった訪問系サービスについては、
かくちいき じぎやうしよ かくほ きぼう りやうかのう じやうきやう
各地域に事業所が確保できており、希望すれば利用可能な状況で
す。（自立支援医療に係る訪問看護についても同様です。）
いっほう けんいきない にゆうしよしせつ しせつにゆうしよしえん
一方、圏域内には入所施設がなく、施設入所支援については、
たけんいき りやう じやうきやう
他圏域のサービスを利用している状況です。

けんいきない じぎやうしよ じゅうきよ へいせい ねん がつ
○グループホームは、圏域内に7事業所（17住居）（平成30年1月
げんざい
現在）ありますが、他圏域での利用も多くなっています。今後、
たけんいき しせつ にゆうしよ しょうがい ひと たいいんかのう せいしん
他圏域の施設に入所している障害のある人や退院可能な精神に

しょうがい ひと ちいき せいかつ けんいきない
障害のある人が地域で生活できるようにするためには、圏域内における居住の場としてさらなる確保が必要です。

- せいしんしょうがい ひと りょう じぎょうしょ ぶん
精神障害のある人が利用できる事業所は増えてつありますが、じゅうぶん げんじょう
十分とはいえない現状です。また、事業所へのアンケートにおいて、せいしんしょうがい たいおう こんなん かん わ
て、精神障害への対応に困難を感じていることがわかったため、しえんじゅうじしゃ せいしんしょうがい りかい ぶん とりくみ ひつよう
支援従事者に精神障害への理解を深める取組が必要です。

- しょうがい こども すこ せいかつ おく ほごしゃ どうい
障害のある子供が健やかな生活を送るためには、保護者の同意のもと、かてい がっこう びょういん ぎょうせい しょうがいじしえん じぎょうしゃとう みっせつ れんけい
家庭、学校、病院、行政、障害児支援事業者等が密接に連携をとることがふかけつ
不可欠ですが、しょうがいじしえん じぎょうしよすう じゅうぶん い
い状況です。

そうだんしえん 〔相談支援〕

- へいせい ねん がつついたち し ちよう きやうどういたく ちいき そうだん
平成28年4月1日に1市3町の共同委託により、地域の相談支援のきょてん
拠点としてきかんそうだんしえん せっち
基幹相談支援センターを設置しています。総合的なそうだんぎやうむ しんたい ちてき せいしんしょうがい およ せいねんこうけんせいとりようしえんじぎょう
相談業務(身体・知的・精神障害)及び成年後見制度利用支援事業をじっし
実施し、しちょう いたく
市町が委託した相談支援事業者等と連携をし、総合相談・せんもんそうだん
専門相談、ちいきいこう ちいきていちゃくとう ぎやうむ おこな
地域移行・地域定着等の業務を行っています。

- きかんそうだんしえん ちゅうかく うんえい けんいきない じぎょうしゃ
基幹相談支援センターが中核となって運営し、圏域内の事業者、ぎやうせいきかん ぶんくし ほけんいりよう りやういく しゅうがく しゅうろうとう かくぶんや かんけい
行政機関、福祉、保健医療、療育、就学、就労等の各分野の関係機関でこうせい
構成する自立支援協議会の活動により、かんけいきかん じょうほう
関係機関が情報をきやうゆう れんけい
共有し連携して、しょうがい ひと いったいてき しえん
障害のある人を一体的に支援できるネットワーク

クを構築しています。協議会には、専門部会として「就労部会」、
「精神障害者部会」、「地域生活支援部会」、「子ども部会」、
「権利擁護部会」を設置しています。

〔発達障害のある人への支援〕

○発達障害については、家族や支援従事者を含め、社会の中で十分に
理解されていないため、障害のある人が適切な配慮を受けられる
よう、支援体制の整備が求められています。

〔就労支援〕

○障害のある人の一般就労を促進し、雇用の場を確保・拡大するた
め、就労移行支援事業所の増設や、障害福祉サービス利用者の
状態に応じた利用事業所サービスから他の事業所サービスへの
移行の仕組みの確保、企業の理解を促進する啓発等が必要です。

〔その他〕

○障害のある人と地域住民との交流は、福祉施設のイベント等を通
じて行われており、障害のある人に対する地域住民の理解を促進
する啓発の機会、障害のある人の社会参加の機会となっています。

2. 圏域内の障害者手帳交付状況（平成29年3月31日現在。

上段：人、下段：構成比）

(1) 身体障害者手帳

視覚障害者	聴覚・平衡・ 音声・言語・ そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
373	653	2,821	1,363	5,210
7.2%	12.5%	54.1%	26.2%	100.0%

(2) 療育手帳

A1	A2	B1	B2	合計
118	148	182	289	737
16.0%	20.1%	24.7%	39.2%	100.0%

(3) 精神障害者保健福祉手帳

1級	2級	3級	合計
38	246	119	403
9.4%	61.1%	29.5%	100.0%

3. 障害福祉サービス等の見込量（1か月あたり）

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
居宅介護 重度訪問介護	時間	3,558	3,803	4,105	4,304
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	199	220	233	244

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
生活介護	人日分		3,385	3,533	3,637
	人	88	176	183	189
自立訓練(機能訓練)	人日分	2	60	60	60
	人	1	4	4	4
自立訓練(生活訓練)	人日分	192	268	287	306
	人	11	14	15	16
就労移行支援	人日分	122	229	229	265
	人	6	13	13	15
就労継続支援(A型)	人日分		911	1,011	1,109
	人	25	45	50	55
就労継続支援(B型)	人日分		4,519	4,817	5,148
	人	185	260	277	296
就労定着支援	人		1	2	3
療養介護	人	18	19	19	20
短期入所(福祉型)	人日分	307	341	371	389
	人	23	27	29	31
短期入所(医療型)	人日分	33	46	49	49
	人	6	7	8	8

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
自立生活援助	人		0	1	2
共同生活援助	人	95	98	102	106

種 類	単 位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
計画相談支援	人	75	94	101	109
地域移行支援	人	1	6	6	6
地域定着支援	人	1	8	8	8

種 類	単 位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
児童発達支援	人日分	1,802	1,824	1,921	2,029
	人	153	162	170	179
放課後等デイサービス	人日分	1,290	1,396	1,472	1,565
	人	87	95	100	106
保育所等訪問支援	人日分	0	14	15	16
	人	0	4	5	6
居宅訪問型児童発達支援	人日分		0	4	8
	人		0	1	2
障害児相談支援	人	13	16	20	24
医療的ケア児に対する関 連分野の支援を調整する コーディネーターの配置 人数	人		0	0	1

4. 圏域の取組

〔地域生活支援体制の充実〕

- 障害のある人の地域での自立した生活を支援するために、相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具の給付や貸与、移動支援、成年後見制度利用支援等の充実に努めます。
- 地域活動支援センターにおいて、障害のある人に創作的活動や生産活動、余暇活動、社会との交流の場等を提供し、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行います。
- 障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、事業者等関係機関との連携のもと、緊急時の受入体制の確保に取り組みます。
- 日常生活自立支援事業等を活用し、障害のある人の各種福祉サービスの利用や、日常生活の各種手続き等を円滑に行えるよう支援します。

〔相談支援体制の充実〕

- 自立支援協議会では、障害のある人の自立した社会生活及び日常生活を支援するため、福祉、保健医療、療育、就学、就労等の各関係機関の連携を深め、各ライフステージに応じた各種サービスを総合的に調整する等相談支援機能の充実に努めます。
- 自立支援協議会の運営にあたっては全体会議、運営会議、定例会議、部会会議、個別ケース会議を実施します。また、専門部会について

は、必要に応じて新たに設置したり、議題に応じてその都度構成委員を変えるなど、臨機応変に解決策について検討し、全体会でも共有する仕組みをつくりま

○自立支援協議会において、相談支援について、より効果的な手法を検討するとともに、研修等を実施し、相談支援従事者の資質の向上を図ります。

○地域住民や障害のある人に対して、相談支援事業所と連携して地域の障害者施策等について周知を図ります。

〔発達障害のある人に対する支援〕

○子ども・女性・障害者相談センター及び発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、発達障害のある人とその家族への総合的な支援を行います。また、発達障害について社会全体で障害を理解し、乳幼児期から成人期まで一貫した支援を行うため、自立支援協議会に設置している「子ども部会」において、総合的な支援ネットワークの構築に努めます。

〔障害のある子供に対する支援〕

○市町の乳幼児健診、発達相談や保育所等の健診、保健所の二次健診による早期発見に努め、専門医療機関等と連携し総合的な支援を行います。また、ライフステージに応じた福祉、保健医療、療育、

就学等の各種サービスを総合的に調整及び推進することを設置
目的とした自立支援協議会の関係部会、福祉サービス事業所と連携
をし、自立した社会生活、日常生活を支援します。

〔就労支援体制の充実・促進〕

○障害のある人の就労や地域生活を支援するため、福祉、医療、
教育、就労等の関係機関からなる自立支援協議会に設置している
「就労部会」を中心に、就労支援に取り組みます。

○就労部会では、障害のある人の経済的な自立のため、障害者
就業・生活支援センターを中心に、関係機関が一体となって支援
を行えるよう、情報の共有等により連携を強化し、一般就労支援
や工賃向上等の課題に取り組みます。

〔精神障害のある人の地域生活支援の充実〕

○自立支援協議会に設置している「精神障害者部会」を中心に、
研修会の開催、事例検討、社会資源の開発等についての検討を行
い、相談支援事業所や関係機関が連携・協議し、精神障害のある人
の地域生活支援体制の構築を図ります。

○長期入院者の地域移行については、本人の意向を最大限に尊重し、
関係機関と連携のうえ一層推進します。

○退院した精神障害のある人が充実した地域生活を送れるよう、

かんけいきかん れんけい しゅうろうけいそくしえんとう にっちゅうかつどう
関係機関との連携により、就労継続支援等の日中活動サービスの
りよう そくしん
利用を促進します。

○せいしんしょうがい精神障害のある人の日常生活や就労を支援するため、せいしんほけん精神保健
ふくししどう福祉士等の職員を配置した地域活動支援センターの設置を目指し
ます。

○ちいきじゅうみん地域住民の精神障害に対する理解を促進するため家族会、民生
いいん委員・じどういいん児童委員や事業所等と連携し、けんしゅうかい研修会・こうえんかいとう講演会等を実施し
けいはつかつどう啓発活動を行います。

○せいしんしょうがい精神障害のある人が適切な障害福祉サービスを利用できるよう、
しえんじゅうじしゃ支援従事者に精神障害の特性や関わり方について研修の機会を
ていきょう提供します。

○たいいんご退院後の地域生活を支えるため、グループホーム等の居住の場の
かくほ確保について関係機関と検討します。

〔地域における居住の場の確保〕

○とうグループホーム等の整備を図るため、あ空き公用地や転用可能な公営
じゅうたくとう住宅等の情報を収集し、かいせつたいこう開設意向のある事業所に対し情報提供
おこなを行います。

○とうグループホーム等の必要性や障害のある人の地域生活についての
りかい理解を深めてもらうために、こうほうしどう広報紙等を通じて啓発活動を行いま
す。

〔社会参加の環境づくり〕

○意思疎通支援を必要とする障害のある人に対して、手話通訳者・
要約筆記者を派遣する体制の充実強化を図ります。

○障害のある人が生きがいをもって人生が送れるよう、スポーツ、
レクリエーション、文化活動等生涯学習の機会を充実するととも
に、障害のある人の自主的な社会参画活動を支援します。

○障害について住民の正しい理解を深めるために、「心のバリアフ
リー化」を推進し、障害者団体等と連携して啓発活動を行います。

○地域生活定着支援センターと行政等の関係機関が連携し、矯正
施設等を退所した福祉の支援を必要とする障害のある人等の社会
復帰を目指した支援を行います。

ひ だかけんいき 〈日高圏域〉

こうせいしちようそん
【構成市町村】

ごほうし みはまちよう ひだかちよう ゆらちよう いなみちよう
御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、

ひ だかがわちよう
日高川町

めんせき
【面積】

579.01 km²

じんこう
【人口】

62,315人（平成29年4月1日現在）

こうれいかりつ
【高齢化率】

31.8%（平成29年1月1日時点）

とうけんいき けんちゆうぶ いち きた ひがしほうこう きいさんち やまやま
当圏域は、県中部に位置し、北と東方向は紀伊山地の山々に、ま
にし なんせいほうこう きいすいどう へだ けんいき ちゆうおうぶ なが
た西から南西方向を紀伊水道に隔てられており、圏域の中央部を流れ
ひだかがわかりゆういき しがいち けいせい けんいきじんこう げんしょうけいこう
る日高川下流域に市街地が形成されています。圏域人口は、減少傾向
にあり、高齢化も進行しており、山間部ほど高齢化、過疎化が進んで
います。公共交通網については、JR紀勢本線、紀州鉄道がありま
すが、山間部においてJR紀勢本線まで50km内外の距離があり、
バス路線も便数が少なく、コミュニティバスが運行されていますが、
こうきょうこうつうもう じゅうぶん じょうきょう
公共交通網は充分とはいえない状況です。

1. けんいき げんじょう かだい 圏域の現状と課題

していしょうがいふくし とう
〔指定障害福祉サービス等〕

- しょうがいふくし ほうもんけい かくちいき
○障害福祉サービスのうち、訪問系サービスについては各地域に
きょたくかいご じゅうどほうもんかいご じぎょうしょ かくほ さんかんぶ
居宅介護や重度訪問介護の事業所が確保されており、山間部におい
りょうかのう じゅうどしょうがいしゃ ざいたくせいかつ
ても利用可能となっています。しかし、重度障害者の在宅生活を
すいしん じゅうどほうもんかいご じゅうよう おお じゅうじつ
推進していくためには、重度訪問介護の需要は大きく、さらに充実

はか ひつよう
を図る必要があります。

じ どうはったつし えん
○児童発達支援については、3か所（平成29年3月現在）の事業所が
かくほ りようしゃ おう ていいん そうか はか など たいおう
確保され、利用者のニーズに応じ定員の増加を図る等の対応をして
いる状況です。

○グループホーム等の居住の場の整備状況については、徐々に
じゅうじつ こんご しょうがい ひと ちいき じりつ
充実してきていますが、今後、障害のある人の地域での自立した
せいかつ そくしん せいび ひつよう
生活の促進のためには、さらなる整備が必要です。

しょうがい ひと にっちゅうかつどう ば ていぎょう そうだんし えんとう じっし
○障害のある人の日中活動の場の提供や相談支援等を実施するた
め、せいしんほけんふくしし はいち ちいきかつどうし えん せっち けん
め、精神保健福祉士を配置した地域活動支援センターを設置し、圏
いきないしちょう きょうどう いたく こほうし ちいきかつどうし えん
域内市町が共同で委託しています。また、御坊市では地域活動支援
センターへのいたく きのうくんれん しゃかいてきおうくんれん じっし
委託により、機能訓練、社会適応訓練を実施していま
す。

そうだんし えん 〔相談支援〕

そうだんし えんじぎょう
○相談支援事業については、1市5町が共同で、平成20年度に開設
した「ごほう ひ だかしょうがいしゃそうごうそうだん じっし
した「御坊・日高障害者総合相談センター」において実施してお
り、どう せんもんてきしょくいん はいち そうだんし えん きのうきょうか
り、同センターには、専門的職員を配置して相談支援の機能強化を
はか へいせい ねんど かないしちょう こういきてき しょうがい
図っています。また、平成23年度からは管内市町が広域的な障害
のある人の相談体制として「24時間あんしんコールセンター」を
せっち おも でんわそうだん じっし しょうがい ひと そうだんたいせい
設置し、主に電話相談を実施しています。障害のある人の相談体制
じゅうじつ こんご けいそく すいしん
の充実のため、今後とも継続して推進していきます。

○圏域内の2事業者と行政機関を中心に、保健、医療、福祉、教育、就労等の各分野の関係機関で構成する自立支援協議会については、御坊・日高障害者総合相談センターを核として運営しています。協議会には専門部会として「権利擁護部会」、「就労部会」、「精神障害者地域支援部会」、「子ども部会」を設置しています。また、人材育成プロジェクト、防災プロジェクトを実施しています。

〔発達障害のある人、障害のある子供への支援〕

○発達障害については、障害の早期発見、早期療育、教育、就労、地域生活などについて、一層の支援が求められています。ライフステージごとの関係機関や関係者の支援が途切れないように、平成23年度から発達支援ノート「すこやかファイル」を導入し、今後とも積極的な活用を推進していきます。

○自立支援協議会に設置している「子ども部会」において、事例検討や研修会を開催したり、子どもの資源ファイルを作成するなど障害児支援体制の構築に向けて取り組んでいます。

〔就労支援〕

○障害のある人の就労支援の状況としては、障害者就業・生活支援センターの活動により一定の成果が見られますが、障害のある人の新たな雇用の場の拡大のため、企業等への障害者雇用につ

いての理解を深める必要があります。

〔その他〕

○障害者週間に圏域の事業所から、障害のある人が作成した絵、書道、手芸等様々な作品を募集し、展示しています。

○日高障害者虐待防止対策地域協議会を開催し、障害者虐待に係る情報共有及び研修を実施しています。また、障害のある人等に対する虐待防止のため、通報の窓口として、圏域の市町が委託して「24時間あんしんコールセンター」を設置しています。

2. 圏域内の障害者手帳交付状況（平成29年3月31日現在。

上段：人、下段：構成比）

(1) 身体障害者手帳

視覚障害者	聴覚・平衡・ 音声・言語・ そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
241	512	2,149	1,111	4,013
6.0%	12.8%	53.5%	27.7%	100.0%

(2) 療育手帳

A1	A2	B1	B2	合計
119	137	166	196	618
19.2%	22.2%	26.9%	31.7%	100.0%

(3) 精神障害者保健福祉手帳

1級	2級	3級	合計
33	214	156	403
8.2%	53.1%	38.7%	100.0%

3. 障害福祉サービス等の見込量（1か月あたり）

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
居宅介護 重度訪問介護	時間	4,027	4,430	4,710	4,980
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	155	167	175	183

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
生活介護	人日分		5,823	6,090	6,224
	人	278	287	301	308
自立訓練(機能訓練)	人日分	8	80	80	80
	人	1	4	4	4
自立訓練(生活訓練)	人日分	43	127	138	149
	人	3	7	8	9
就労移行支援	人日分	129	286	294	314
	人	8	13	14	15
就労継続支援(A型)	人日分		1,102	1,133	1,161
	人	35	55	58	60
就労継続支援(B型)	人日分		2,619	2,676	2,740
	人	77	137	141	145
就労定着支援	人		7	7	7
療養介護	人	24	28	29	29
短期入所(福祉型)	人日分	399	403	418	437
	人	26	42	44	47
短期入所(医療型)	人日分	9	36	36	36
	人	2	4	4	4

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
自立生活援助	人		9	10	12
共同生活援助	人	137	148	153	159

種 類	単 位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
計画相談支援	人	46	50	51	52
地域移行支援	人	5	8	9	12
地域定着支援	人	26	27	29	31

種 類	単 位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
児童発達支援	人日分	446	525	546	585
	人	25	31	33	36
放課後等デイサービス	人日分	754	967	1,048	1,124
	人	50	58	62	67
保育所等訪問支援	人日分	2	12	12	13
	人	2	7	7	8
居宅訪問型児童発達支援	人日分		10	10	11
	人		2	2	3
障害児相談支援	人	13	10	10	10
医療的ケア児に対する関 連分野の支援を調整する コーディネーターの配置 人数	人		0	0	1

4. 圏域の取組

〔地域生活支援体制の充実〕

○障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、事業者等関係機関との連携のもと、緊急時の受入体制の確保に取り組みます。

○日常生活自立支援事業等を活用し、障害のある人が各種福祉サービスの利用や、日常生活の各種手続き等を円滑に行えるよう支援します。

〔相談支援体制の充実〕

○地域住民や障害のある人等に対して御坊・日高障害者総合相談センターについて周知を図り、身近に相談できる体制を整備します。

○自立支援協議会を中心に、保健、福祉、医療、労働、教育等との連携により相談支援体制の強化を図ります。

○平成23年度から、1市4町が広域的に実施している24時間あんしんコールセンターについては、障害のある人の相談体制の充実のため、今後とも継続して推進します。

〔発達障害のある人、障害のある子供への支援〕

○自立支援協議会に設置している「子ども部会」において、保健、医療、福祉、教育等の関係機関による事例検討や研修会を開催し、地域における連携支援体制の構築を図ります。

○発達障害を含む特別な支援の必要な子供に対し、保健、医療、福祉、教育、労働の関係機関が連携して、発達支援ノート等の支援情報を活用した個別の支援計画に基づき、乳幼児期から成人期にいたるまで、継続的に一貫した支援を行います。

○保育所や幼稚園、学校等の連携により、発達障害の早期発見から早期療育へとつなげるとともに、障害のある子供の発達を促進するために、障害児通所支援の充実を図ります。

○子ども・女性・障害者相談センター及び発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、発達障害のある人とその家族への総合的な支援を行います。

○障害のある子供の発達を支援するために、家庭での療育について助言を行う等により家族に対する支援を行います。また、障害のある子供やその家族が交流できる機会をより多く提供し相談や情報交換を行うことで社会的・心理的に孤立しないよう支援します。

〔就労支援体制の充実・促進〕

○自立支援協議会に設置している「就労部会」を中心に障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センターと就労移行支援事業所とのネットワークを構築し、障害のある人の一般就労への支援体制の整備を推進しま

す。

○一般就労した障害のある人の職場への定着を図るため、障害者就業・生活支援センターの就労支援ワーカーや生活支援ワーカーによる支援を行うとともに、事業所に対しての雇用管理についての助言等を行います。

〔精神障害のある人の地域生活支援の充実〕

○自立支援協議会に設置している「精神障害者地域支援部会」において、地域活動支援センターを中心に地域体制整備コーディネーターと協働し、精神障害のある人の地域生活に向けた支援策等について検討します。

○精神障害のある人が地域で安心して生活できるようグループホーム等の充実に努めます。

○精神科病院への入院を長期化させないために入院当初から地域との関わりがもてるよう、地域活動支援センターを中心とした体制を確立します。

○精神障害のある人の身近な支援者である家族に対し、障害特性の理解や対応方法について、啓発を行います。

また、地域住民の理解を深めるため、交流の機会をつくるとともに、ボランティアの育成を図ります。

〔地域における居住の場の確保〕

○グループホームのニーズを把握し、事業者に働きかけ設置を促進します。

○グループホームを開設するにあたり、地域の理解を深めるための啓発を行います。

〔社会参加の環境づくり〕

○意思疎通支援を必要とする障害のある人に対して、手話通訳者・要約筆記者を派遣する体制の充実強化を図ります。

○地域生活定着支援センターと行政等の関係機関が連携し、矯正施設等を退所した福祉の支援を必要とする障害のある人等の社会復帰を目指した支援を行います。

にしむろけんいき 〈西牟婁圏域〉

こうせいしちようそん たなべし ちよう しらはまちよう かみとんだちよう ちよう
【構成市町村】 田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町

めんせき
【面積】 1580.00km²

じんこう
【人口】 125,671人（平成29年4月1日現在）

こうれいかりつ
【高齢化率】 31.7%（平成29年1月1日現在）

けんどう ぶん 1/3 を占める広大な面積を有し、西の海岸部には市街地
が形成されていますが、その大半は森林であり、中山間地域が広がっ
ています。公共交通網は海岸部にJR紀勢本線がありますが、山間部
は川沿いにバスが少ない便数で運行されているのみです。さらに、
中山間地域を中心に集落機能の維持が困難な集落も多く、南部の町
ほど高齢化も進んでいます。こうしたことから、圏域内の移動にも
制約を受ける状況であり、地域によって利用できるサービスが制限
されることもあります。

1. 圏域の現状と課題

〔指定障害福祉サービス〕

- ちいき じどうはつたつしえん しゅうろういこう しゅうろうけいぞくしえんとう
○地域によっては、児童発達支援や就労移行・就労継続支援等の
じぎょうしょ ぶそく りっち かたよ
事業所が不足しているところもあり、立地に偏りがみられます。
みちか ひつよう りよう じぎょうしょ
身近なところで必要なサービスが利用できるよう、サービス事業所
かくほ けんいきない はいち もと
の確保と圏域内でのバランスのとれた配置が求められています。
つういんとう しょうがい ひと こうれいしゃ いどうしゆだん こうどうえんご
また、通院等にかかる障害のある人や高齢者の移動手段、行動援護

とう ふくし ていきょう ひつよう
等の福祉サービスを提供していくことが必要です。

○圏域内には9か所（平成29年4月現在）の入所施設が設置されて
いますが、圏域外からも多くの利用者が入所している状況です。

こんご りようしゃ ちいきいこう しえん こうれいか りようしゃ しえん
今後、利用者の地域移行への支援や高齢化する利用者の支援につい
て各関係機関と連携しながら取り組んでいくことが求められてい
ます。

○グループホームは、県内では最多の整備数ですが、今後、地域生活
支援を促進するために、さらなる整備が必要です。また、障害の
ある人やその保護者の高齢化により在宅での生活が困難となった
人の居住の場としても、生活圏域内での需要が増加していること
から、その確保が求められています。

○精神障害のある人に対するサービスとしては、居住の場としての
グループホームや、地域生活を継続するための就労移行支援等の
事業所が不足しており、充実が求められています。

〔相談支援〕

○相談支援事業としては、圏域内の市町が単独、あるいは共同で6
事業者に相談支援事業を委託して実施しています。圏域内の事
業者と行政機関を中心に、福祉、保健、医療、教育、労働等の
各分野の関係機関で構成する自立支援協議会については、関係機関
が情報を共有し、連携して障害のある人を一体的に支援できるよ

うネットワークの構築に努めています。現在、「発達支援部会」、
「就労支援部会」及び「地域移行支援部会」に分かれて活動して
います。

〔発達障害のある人、障害のある子供に対する支援〕

○現在、各市町の相談窓口において、発達障害について相談できる
体制が整備されています。また、臨床心理士による発達相談が実施
されている市町もあり、今後、この支援体制の充実・発展が求め
られています。

○圏域内には、13か所(平成29年4月現在)の障害児通所支援事業所
が整備されており、それに加え児童発達支援センターも1か所設置
されていますが、地域によってはサービスの提供体制に偏りが見
られます。また、重症心身障害児や医療的ケア児の実態を把握し、
サービスの提供に結び付けることが求められています。

〔就労支援〕

○就労移行・就労継続支援の事業所数は県内では和歌山市に次ぐ
整備数であり、公共職業安定所(ハローワーク)などの関係機関
と連携して支援を行っています。障害者雇用について企業の
理解を深め、障害のある人の雇用の場を拡大することが求められ
ています。

〔その他〕

○共生社会を実現するため、日常生活や社会生活における障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが求められています。

○障害のある人の芸術文化活動の振興等を図ることにより、障害のある人の社会参加や障害について理解を深めることが求められています。

2. 圏域内の障害者手帳交付状況（平成29年3月31日現在。

上段：人、下段：構成比）

(1) 身体障害者手帳

視覚障害者	聴覚・平衡・ 音声・言語・ そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
526	1,206	5,028	2,558	9,318
5.6%	12.9%	54.0%	27.5%	100.0%

(2) 療育手帳

A1	A2	B1	B2	合計
290	278	456	594	1,618
17.9%	17.2%	28.2%	36.7%	100.0%

(3) 精神障害者保健福祉手帳

1級	2級	3級	合計
52	453	474	979
5.3%	46.3%	48.4%	100.0%

3. 障害福祉サービス等の見込量（1か月あたり）

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
居宅介護 重度訪問介護	時間	5,057	5,395	5,627	5,875
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	310	326	338	352

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
生活介護	人日分		12,069	12,153	12,201
	人	554	574	578	579
自立訓練(機能訓練)	人日分	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人日分	498	474	487	502
	人	24	23	24	25
就労移行支援	人日分	592	579	586	593
	人	30	30	31	31
就労継続支援(A型)	人日分		4,614	4,657	4,681
	人	150	225	227	228
就労継続支援(B型)	人日分		9,853	10,184	10,514
	人	523	566	585	605
就労定着支援	人		14	17	19
療養介護	人	50	50	50	50
短期入所(福祉型)	人日分	543	572	615	659
	人	30	34	37	40
短期入所(医療型)	人日分	67	70	72	75
	人	9	9	9	10

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
自立生活援助	人		2	4	9
共同生活援助	人	319	332	345	357

種 類	単 位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
計画相談支援	人	162	150	154	159
地域移行支援	人	1	3	4	7
地域定着支援	人	0	2	3	5

種 類	単 位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
児童発達支援	人日分	720	804	843	885
	人	45	49	51	53
放課後等デイサービス	人日分	2,807	2,974	3,167	3,386
	人	212	224	240	257
保育所等訪問支援	人日分	13	15	21	29
	人	10	12	15	18
居宅訪問型児童発達支援	人日分		21	33	45
	人		4	7	10
障害児相談支援	人	64	57	62	67
医療的ケア児に対する関 連分野の支援を調整する コーディネーターの配置 人数	人		1	1	1

4. 圏域の取組

〔地域生活支援体制の充実〕

- 障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、自立支援協議会の地域移行支援部会を軸に事業者等関係機関との連携のもと、緊急時の受入体制の確保に取り組みます。また、圏域内における行動援護等の在宅サービスや移動支援等の充実に取り組みます。
- 日常生活自立支援事業等を活用し、障害のある人が各種福祉サービスの利用や、日常生活の各種手続き等を円滑に行えるよう支援します。

〔相談支援体制の充実〕

- 基幹相談支援センターを中心とし、きめ細かい相談支援ができるよう専門性を強化していきます。また、計画相談支援の利用者数の増加に向けて体制の充実強化を図ります。
- 自立支援協議会を中心として各関係機関の連携を深め、情報を共有することにより一体的な支援に取り組みます。
- 自立支援協議会では、全体会議、定例会議、事務局会議の各会議の効果的で効率的な運営に努めます。そのため、設置している「発達支援部会」、「就労支援部会」及び「地域移行支援部会」では、個別の課題について議論を深め、積極的に各会議に施策を提案し、課題解決に取り組みます。

ちいきせいかつしえんじぎょう　かくじぎょう　じっしないよう　しちょうかん　かのう　かぎ
○地域生活支援事業の各事業の実施内容について、市町間で可能な限
りの統一が図れるよう協議を行います。

はったつしょうがい　ひと　しょうがい　こども　たい　しえん
〔発達障害のある人、障害のある子供に対する支援〕

けんいき　しょうがいじにゆうしよせつ　じどうはったつしえん　ほいくしよとうほうもん
○圏域には障害児入所施設や児童発達支援センター、保育所等訪問
しえんじぎょうしよとう　せいび　かんけいきかん　れんけい
支援事業所等が整備されていますが、関係機関との連携により、
サービス提供体制の一層の充実に取り組みます。

ほいくしよ　ようちえん　がっこう　とう　れんけい　はったつしょうがい　そうき
○保育所や幼稚園、学校、PTA等の連携により、発達障害の早期
はっけん　そうきりょういく　こ　じよせい　しょうがいしゃ
発見から早期療育へとつなげるとともに、子ども・女性・障害者
そうだん　およ　はったつしょうがいしゃしえん　とう　せんもんきかん　れんけい
相談センター及び発達障害者支援センター等の専門機関と連携
し、発達障害のある人とその家族への総合的な支援を行います。

また、ほけん　ふくし　いりょう　きょういく　れんけい　はか　じりつしえんきょうぎかい
また、保健、福祉、医療、教育の連携を図る自立支援協議会にお

いて、げんこう　はったつしえんぶかい　くわ　こんご　しゅうがくまえじどう
いて、現行の発達支援部会に加え、今後、就学前児童についての

ちいきかだい　けんとう　ぶかい　せいじんき　しえん　けんとう　ぶかい　へいせつ
地域課題を検討する部会、成人期の支援を検討する部会を併設し、

にゅうようじき　せいじんき　かく　たいおう　いっかん
乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した

しえんたいせい　せいび　すす
支援体制の整備を進めます。

かんけいきかん　じょうほう　きょうゆう　しゅうがくじ　そつぎょうじとう　かく
○関係機関が情報を共有し、就学時や卒業時等の各ライフステー

じにたいおう　しえん　せんもんか　じゅんかいそうだんとう　かのう
ジに対応した支援や専門家による巡回相談等が可能となるよう、

けんいき　そうだんしえんたいせい　せいび　すす
圏域の相談支援体制の整備を進めます。

じりつしえんきょうぎかい　はったつしえんぶかい　かくかんけいきかん　れんけい　ほんにんおよ
○自立支援協議会の発達支援部会や各関係機関と連携し、本人及びそ

かぞく　たい　しえん　たいせい　きょうか　はか
の家族に対する支援ができるよう体制の強化を図ります。また、

ほごしゃ ちいき しげん こうちく む とりくみ
保護者がレスパイトできるように地域の資源の構築に向けた取組
すす
を進めます。

〔就労支援体制の充実・促進〕

じりつしえんきょうぎかい せっち しゅうろうしえんぶかい しょうがいしゃしゅうぎょう
○自立支援協議会に設置している「就労支援部会」や障害者就業・

せいかつしえん ちゅうしん かんけいきかん れんけい しょうがい ひと
生活支援センターを中心に、関係機関と連携して障害のある人の
しゅうろうしえん と く
就労支援に取り組みます。

しゅうろうしえんぶかい しゅうろういこうしえんじぎょう そくしん しゅうろうけいそくしえん
○「就労支援部会」では、就労移行支援事業の促進、就労継続支援

じぎょう じゅうじつ こうきょうしょくぎょうあんていじょ れんけい
事業の充実、公共職業安定所（ハローワーク）と連携した、ト

こよう とう かつよう しょうがい ひと しゅうろうたいけん
ライアル雇用やジョブコーチ等の活用、障害のある人の就労体験

しゅうろうそくしん こうちんばいそう とりくみとう こべつ かだい ぎろん
による就労促進、工賃倍増への取組等、個別の課題について議論を

ふか かだいかいけつ と く
深め、課題解決に取り組みます。

〔精神障害のある人の地域生活支援の充実〕

じりつしえんきょうぎかい さんしょうがいごうどう ちいきいこうぶかい かつよう
○自立支援協議会において、三障害合同の「地域移行部会」を活用し、

かんけいきかん れんけい きょうか せいしんしょうがい ひと ちいきせいかつ しえん
関係機関との連携を強化し、精神障害のある人の地域生活を支援

たいせい じゅうじつきょうか はか
する体制の充実強化を図ります。

ちいきたいせいせいび そうだんしえんじぎょうしょ ちいきほうかつしえん
○地域体制整備コーディネーター、相談支援事業所、地域包括支援セ

いりょうきかん ろうじんふくししせつとう きょうどう ちょうきにゅういん
ンター、医療機関、老人福祉施設等が協働し、長期入院していた

こうれい せいしんしょうがい ひと ちいき じりつ せいかつ おく
高齢の精神障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう、

ちいき うけいれたいせい せいび すす
地域の受入体制の整備を進めます。

○^{きよじゅう} ^ば居住の場としてのグループホームや、^{ちいきせいかつ} ^{けいぞく}地域生活を継続するための
^{しゅうろういこうしえん} ^{とう} ^{かくほ} ^{つと}就労移行支援サービス等の確保に努めます。

○^{しゃかいふくしきょうぎかいとう} ^{ふくしかんけいだんたい} ^{じちかいとう} ^{ちいきだんたい} ^{みんせい}社会福祉協議会等の福祉関係団体、自治会等の地域団体、民生
^{いいん} ^{じどういいん} ^{こうきょうしよくぎょうあんていじょ} ^{とうちいきかんけいきかん}委員・児童委員、公共職業安定所（ハローワーク）等
^{れんけい} ^{けいはつかつどう} ^{おこな} ^{しせつしゅうへん} ^{ちいきじゅうみん} ^{りかい} ^{ふか}と連携して啓発活動を行い、施設周辺の地域住民の理解を深め、
^{せいしんしょうがい} ^{ひと} ^{しゃかいさんか} ^{そくしん}精神障害のある人の社会参加を促進します。

○^{せいしんしょうがい} ^{ひと} ^{てきせつ} ^{いりょう} ^う精神障害のある人が適切な医療を受けることができるよう、^{きなん}紀南
^{いりょう} ^{きゅうきゅうたいせい} ^{ふく} ^{けんぜんたいおよ}こころの医療センターにおける救急体制を含め、
^{にしむろけんいき} ^{せいしんか} ^{いりょうていきょうたいせいせいび} ^{いりょう} ^{ふくし} ^{れんけい}西牟婁圏域における精神科医療提供体制整備、医療と福祉の連携
^{たいせい} ^{きょうか} ^{けんとう} ^{すす}体制を強化するための検討を進めます。

〔^{ちいき} ^{きよじゅう} ^ば ^{かくほ}地域における居住の場の確保〕

○^{せいび} ^{はか} ^{りょう} ^{はあく} ^{つと} ^{うんえい}グループホームの整備を図るため、利用ニーズの把握に努め、運営
^{しゅたい} ^{じぎょうしょうとう} ^{たい} ^あ ^{ぶっけんじょうほうとう} ^{ていきょう}主体となる事業所等に対し、空き物件情報等を提供します。

〔^{しゃかいさんか} ^{かんきょう}社会参加の環境づくり〕

○^い ^し ^{そつうしえん} ^{ひつよう} ^{しょうがい} ^{ひと} ^{たい} ^{しゅわつうやくしゃ}意思疎通支援を必要とする障害のある人に対して、手話通訳者・
^{ようやくひつきしゃ} ^{はけん} ^{たいせい} ^{じゅうじつきょうか} ^{はか}要約筆記者を派遣する体制の充実強化を図ります。

○^{ちいき} ^{しょうがい} ^{ひと} ^{たい} ^{りかい} ^{そくしん} ^{しょうがい} ^{ひと}地域における障害のある人に対する理解を促進し、障害のある人
^{しゃかいさんか} ^{しえん} ^{ぶん} ^{かつどう}の社会参加を支援するため、スポーツ、レクリエーション、文化活動
^{とう} ^{しょうがい} ^{ひと} ^{ひと} ^{こうりゅう} ^ひ ^{つづ} ^{じっし}等、障害のある人とない人の交流を引き続き実施します。

ちいきせいかつていちゃくしえん ぎょうせいとう かんけいきかん れんけい きょうせい
○地域生活定着支援センターと行政等の関係機関が連携し、矯正
しせつとう たいしよ ふくし しえん ひつよう しょうがい ひととう しゃかい
施設等を退所した福祉の支援を必要とする障害のある人等の社会
ふっき めざ しえん おこな
復帰を目指した支援を行います。

ひがしむろけんいき 〈東牟婁圏域〉

こうせいしちようそん
【構成市町村】 しんぐうし なちかつうらちよう たいじちよう こざがわちよう きたやまむら
新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、
くしもとちよう
串本町

めんせき
【面積】 922.45 km²

じんこう
【人口】 65,786人（平成29年4月1日現在）

こうれいかりつ
【高齢化率】 39.0%（平成29年1月1日現在）

けんいきめんせき けんど やく ぶん こうだい めんせき ゆう
圏域面積は、県土の約5分の1と広大な面積を有していますが、そ
たいはん さんかんぶ けんきよう いち せいかつけんいき
の大半は山間部となっています。県境に位置しているため、生活圏域
たけん およ こうきょうこうつうきかん せいび じゅうぶん
は他県にまで及んでいます。また、公共交通機関の整備は充分とい
えず、交通の便が悪い地域でもあります。圏域人口は減少傾向にあ
り、過疎化が進んでいます。高齢化率も県平均30.9%を大きく上回る
じょうきよう
状況です。

けんいき げんじょう かだい 1. 圏域の現状と課題

していしょうがいふくし とう 〔指定障害福祉サービス等〕

さんかんぶ しょうがいふくし じぎょうしょ すく しがいち つうしょ
○山間部では障害福祉サービスの事業所が少なく、市街地の通所
サービス等を利用するにも、ちようきより そうげいとう ひつよう
長距離の送迎等のサービスが必要であ
り、みちか ひつよう う かく
り、身近なところで必要なサービスを受けることができるよう、各
ちいき かくほ けんいきない はいち もと
地域でのサービスの確保や圏域内でのバランスのとれた配置が求
められています。

○グループホームは、しょうがい ひと ちいき じりつ う ざら
障害のある人の地域での自立のための受け皿

として、^{じゅよう}需要がありますが、その^{かず}数は^{じゅうぶん}十分ではなく、特に^{とく}精神に^{しょうがい}障害のある人が^{ひと}利用可能な^{りようかのう}グループホームについては^{せいび}整備が遅れている^{おく}状態です。また、^{じょうたい}在宅からの^{ざいたく}自立に向けた^{じりつ}利用の^む需要も^{りよう}増加^{じゅよう}しており、その^{せいび}整備が^{もと}求められています。

○^{けんいきない}圏域内に^{じゅうしょうしんしんしょうがいじしゃ}重症心身障害児者のための^{たんきにゅうしょ}短期入所を^{ていきょう}提供する^{じぎょうしょ}事業所がなく、^{いりょうてきしえん}医療的支援の^{ていきょう}提供サービスについて^{ふそく}不足しているため、^{じゅうじつ}充実を^{はか}図っていく^{ひつよう}必要があります。

○^{こんご}今後、^{しょうがい}障害のある人とその^{ひと}家族双方の^{かぞくそうほう}高齢化により、さらに^{こうれいか}各種^{かくしゅ}サービスの^{じゅよう}需要が増加すると^{よそう}予想されます。また、^{かていかんきょう}家庭環境の^{へんか}変化^{とう}等により^{しゅうがくまえ}就学前・^{がくれいき}学齢期のサービスの^{じゅよう}需要が高まっており、^{たか}今後^{こんご}も^{しょうか}増加すると^{よそう}予想されます。

○^{せいしんしょうがい}精神障害のある人に対する^{ひと}サービスとしては、^{たい}居住の場の^{きょじゅう}確保や、^ば就労移行支援^{かくほ}等の^{しゅうろういこうしえんとう}地域生活に^{ちいきせいかつ}定着するための^{ていちゃく}サービスも^{ひつよう}必要ですが、^{せいしんしょうがい}精神障害に^{たいおう}対応した^{じぎょうしょ}事業所が^{すく}少ない^{じょうきょう}状況です。

〔^{そうだんしえん}相談支援〕

○^{そうだんしえんたいせい}相談支援体制としては、^{けんいき}圏域の^{しちょうそん}市町村が^{きょうどう}共同で^{じぎょうしゃ}2事業者に^{いたく}委託して^{じっし}実施しています。また、^{けんいきない}圏域内の^{じぎょうしゃ}事業者と^{ぎょうせいきかん}行政機関で^{こうせい}構成する^{じりつしえんきょうぎかい}自立支援協議会において、^{しょうがい}障害のある人を^{ひと}一体的に^{いったいてき}支援できる^{しえん}よう^{こうちく}ネットワークの^{つと}構築に^{げんざい}努めています。現在、「^{しゅうろうぶかい}就労部会」、「^{せいしん}精神^{ぶかい}部会」、「^{そうだんしえんぶかい}相談支援部会」、「^こ子ども^{ぶかい}部会」が^{かつどう}活動しています。

こんご じりつしえんきょうぎかい きのう じゅうじつ
今後、自立支援協議会の機能を充実させるため、ネットワークのさ
らなる拡大・強化が求められています。

〔発達障害のある人に対する支援〕

はったつしょうがい ひと たい しえん せんもんい さぎょうりょうほうし げんご
○発達障害のある人への支援については、専門医、作業療法士、言語
ちょうかくし りんしょうしんり しとうしえん せんもんしよく さっきゅう じんざい かくほ
聴覚士、臨床心理士等支援のための専門職の早急な人材の確保が
もと
求められています。

〔就労支援〕

りんぎょう すいさんぎょう せいしぎょう せいざいぎょうとう じ ば さんぎょう すいたい
○林業、水産業、製紙業、製材業等の地場産業が衰退しているため、
しょうがい ひと しゅうろう きぎょうすう すく じょうきょう
障害のある人が就労できる企業数が少ない状況です。また、
しゅうろうさき み こうつうしゅだん じゅうぶん つうきんこんなん
就労先が見つかってても交通手段が十分でないために、通勤困難と
なりしゅうろう だんねん え こよう ば かいたく
なり就労を断念せざるを得ないケースもあり、雇用の場の開拓と
とも送迎サービスのしゅうじつ もと
とも送迎サービスの充実も求められています。

ふくしてきしゅうろう しゅうろうけいぞくしえん じぎょうしょ しゅうえき はしら
○福祉的就労については、就労継続支援事業所での収益の柱とな
るものが少なく、こうちんすいじゅん こうじょう しゅうえき あんていてき かくほ
工賃水準の向上のためにも収益が安定的に確保
じぎょう けいせい ひつよう
できる事業の形成が必要です。

しゅうろういよく こうじょう はか にちじょうせいかつ じゅうじつ ひつよう
就労意欲の向上を図るためには、日常生活の充実が必要であり、
しょうがい ひと よか じゅうじつ もと
障害のある人の余暇の充実が求められています。

〔その他〕

○各施設、団体における、小・中・高等学校の児童・生徒の体験学習

ボランティアの活動を通して障害のある人と地域住民との

交流が行われています。また、障害のある人自身が地域における

清掃活動等の地域貢献活動に参加するなど積極的な社会参加が行

われています。

2. 圏域内の障害者手帳交付状況（平成29年3月31日現在。

上段：人、下段：構成比）

(1) 身体障害者手帳

視覚障害者	聴覚・平衡・ 音声・言語・ そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
381	695	3,111	1,623	5,810
6.5%	12.0%	53.5%	28.0%	100.0%

(2) 療育手帳

A1	A2	B1	B2	合計
154	155	235	282	826
18.6%	18.8%	28.5%	34.1%	100.0%

(3) 精神障害者保健福祉手帳

1級	2級	3級	合計
89	389	239	717
12.4%	54.3%	33.3%	100.0%

3. 障害福祉サービス等の見込量（1か月あたり）

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
居宅介護 重度訪問介護	時間	3,156	3,262	3,321	3,368
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	230	241	252	261

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
生活介護	人日分		6,857	6,964	7,058
	人	298	328	334	338
自立訓練(機能訓練)	人日分	34	40	40	40
	人	2	2	2	2
自立訓練(生活訓練)	人日分	172	181	181	181
	人	10	10	10	10
就労移行支援	人日分	70	151	202	252
	人	4	10	14	18
就労継続支援(A型)	人日分		402	555	555
	人	13	23	32	32
就労継続支援(B型)	人日分		5,116	5,351	5,608
	人	260	315	332	348
就労定着支援	人		4	4	5
療養介護	人	21	22	22	23
短期入所(福祉型)	人日分	383	523	556	586
	人	34	43	48	51
短期入所(医療型)	人日分	12	14	13	13
	人	2	1	1	1

種類	単位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
自立生活援助	人		2	3	5
共同生活援助	人	153	160	166	172

種 類	単 位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
計画相談支援	人	244	254	261	268
地域移行支援	人	1	5	6	8
地域定着支援	人	7	11	12	14

種 類	単 位	2017年度 実績見込	2018年度	2019年度	2020年度
児童発達支援	人日分	747	945	995	1,028
	人	50	68	71	72
放課後等デイサービス	人日分	1,010	1,460	1,484	1,528
	人	68	100	101	103
保育所等訪問支援	人日分	0	6	6	6
	人	0	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人日分		2	2	2
	人		1	1	1
障害児相談支援	人	40	46	49	51
医療的ケア児に対する関 連分野の支援を調整する コーディネーターの配置 人数	人		1	1	1

4. 圏域の取組

〔地域生活支援体制の充実〕

○障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、在宅サービスの
充実に努めます。

また、個々の障害種別に応じたサービスが提供できるよう、事業所
の専門職員の配置促進等により日中一時支援、移動支援等の充実に
努めます。

○障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、事業者等関係機関
との連携のもと、緊急時の受入体制の確保に取り組みます。

○日常生活自立支援事業等を活用し、障害のある人が各種福祉サー
ビスの利用や、日常生活の各種手続き等を円滑に行えるよう支援
します。

〔相談支援体制の充実〕

○高齢化や過疎化、地域のつながりの希薄化により、障害のある人が
孤立しないように、市町村、振興局、相談支援事業所、病院、民生
委員・児童委員等による見守り体制を整備するとともに、把握され
た課題について必要な支援につなげることができるよう相談支援
体制の充実に努めます。

○自立支援協議会を、より活発な意見交換の場とするため、福祉、
保健、医療、教育、就労等の各分野の障害のある人を支援する様々

な関係機関から参加者を募り、連携を深め、一体的に支援できるよ
うなネットワークを構築します。

- 自立支援協議会では、圏域の実態把握に努め、社会資源の開発・改善
や支援提供体制の整備等圏域で取り組むべき課題を抽出し、その
課題解決の検討の場とします。

〔発達障害のある人への支援〕

- 保育所や幼稚園、学校、PTA等の連携により、発達障害の早期
発見から早期療育へとつなげるとともに、子ども・女性・障害者
相談センター及び発達障害者支援センター等の専門機関と連携
し、発達障害のある人とその家族への総合的な支援を行います。
- 自立支援協議会に設置している「子ども部会」において、発達障害
を含め障害児支援を充実させるため、福祉、保健、医療、教育、
就労等の関係機関の連携体制を構築し、乳幼児期から成人期にい
たるまで、本人及びその家族に対する一貫した支援を行います。
- 保育士や学校の教員等の関係者及び地域住民に対し、発達障害に
関する正しい知識、対応方法等の普及啓発を行います。

〔障害のある子供に対する支援〕

- 自立支援協議会「子ども部会」において、関係機関と情報共有し
ながら地域における支援体制の強化を図ります。

○障害福祉サービス事業所や医療機関等と連携し、保護者がレスパイトできるような環境の整備を進めていきます。

○児童発達支援センターを地域の中核的な療育の場としつつ医療的ニーズへの対応、通所支援、相談支援の充実に向けて体制整備を図ります。

○児童発達支援や放課後等デイサービス等の通所支援の利用希望者の増加、医療的ケアが必要な子供の通所の場の確保等、地域における支援体制の構築、質の向上に向けて一層の連携を図ります。

〔精神障害のある人の地域生活支援の充実〕

○精神障害者地域移行支援部会が精神部会に名称変更され、精神保健及び精神障害者福祉を取り巻く全般的な問題解決に向けて取り組むこととなりました。

地域移行・定着支援の利用拡大を旨とするとともに、地域の一員として安心できる生活を保障するため、圏域の実情を見据えながら精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

〔地域における居住の場の確保〕

○障害のある人やその家族、また入所施設や医療機関等に対して、地域生活に必要なあらゆる情報提供に努めます。

○入所施設や医療機関と連携して、グループホームの利用希望の

はあく つと
把握に努めます。

○グループホームの整備を図るため、転用可能な公営施設情報等を
収集し、運営主体となる事業所等に情報提供を行います。

〔社会参加の環境づくり〕

○意思疎通支援を必要とする障害のある人に対して、手話通訳者・
要約筆記者を派遣する体制の充実強化を図ります。

○地域生活定着支援センターと行政等の関係機関が連携し、矯正
施設等を退所した福祉の支援を必要とする障害のある人等の社会
復帰を目指した支援を行います。

だい こう けん じっし ちい きせいかつしえんじぎょう
第3項 県が実施する地域生活支援事業

けん しょうがい ひと じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな
 県は、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことが
 できるよう、専門性の高い相談支援事業、専門性の高い意思疎通支援
 を行う者の養成研修事業や広域的な支援事業等を実施します。

せんもんせい たか そうだんしえんじぎょう
(1) 専門性の高い相談支援事業

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	こうもく 項目	たんい 単位	みこみ 見込		
				2018 ねんど 年度	2019 ねんど 年度	2020 ねんど 年度
はったつしょうがいしゃしえん 発達障害者支援セ ンター運営事業	はったつしょうがい ひと 発達障害のある人や かぞくどう そう その家族等からの相 だん おう てきせつ し 談に応じ、適切な指 どう じよげん おこな 導や助言を行いま す。	じっしかしよ 実施箇所	かしよ 箇所	1	1	1
		りようしゃ 利用者	にん 人	950	980	1,010
		そうだんしえん 相談支援	けん 件	3,500	3,600	3,700
		かんけいきかん 関係機関へ の助言	けん 件	100	110	120
		けんしゅう けいはつ 研修・啓発	けん 件	120	120	120
こうじのうきのうしょうがい 高次脳機能障害 支援普及事業	こ じよせい しょうがい 子ども・女性・障害 しゃそうだん きよ 者相談センターを拠 てんきかん そうだん 点機関として、相談 しえん けんしゅうじぎょうどう 支援や研修事業等を じっし 実施します。	じっしかしよ 実施箇所	かしよ 箇所	1	1	1
		けんしゅうかい 研修会	かい 回	9	9	9
ざいたく 在宅リハビリテー ション推進強化 事業	ざいたく しょうがい ひと 在宅の障害のある人 およ かぞく たい 及びその家族に対 せんもんしよく しえん し、専門職の支援 じゆんがい チームによる巡回 そうだんどう しえん じっし 相談等の支援を実施 します。	じっしけんいき 実施圏域	けんいき 圏域	7	7	7
しょうがいしゃしゅうぎょう 障害者就業・ 生活支援センター 事業	かていほうもん しょくばほうもん 家庭訪問や職場訪問 どう おこな しょうがい 等を行い、障害のあ ひと しゅうぎょうめん せい る人への就業面と生 かつめん いったいてき しえん 活面の一体的な支援 じっし を実施します。	じっしけんいき 実施圏域	けんいき 圏域	7	7	7
		りようしゃ 利用者	にん 人	2,106	2,422	2,785

(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	こうもく 項目	た 単 位	みこみ 見込		
				2018 ねん 年度	2019 ねん 年度	2020 ねん 年度
しゅわつうやくしゃようせい 手話通訳者養成 けんしゅうじぎょう 研修事業	しょうがい ひと 障害のある人の二 おつ てきせつ つうやく ズに感じ適切に通訳 じっし を実施できるよう、 けんしゅう じっし 研修を実施します。	ようせいこうしゅう 養成講習 しゅうりょうみこみ 修了見込 しゃ 者	にん 人	25	25	40
		とうろくみこみしゃ 登録見込者	にん 人	5	5	8
ようやくひつきしゃようせい 要約筆記者養成 けんしゅうじぎょう 研修事業	しょうがい ひと 障害のある人の二 おつ ぎ ズに感じるため、技 のう しゅとくとう はか 能の取得等を図るた けんしゅう じっし めの研修を実施しま す。	ようせいこうしゅう 養成講習 しゅうりょうみこみ 修了見込 しゃ 者	にん 人	50	50	50
		とうろくみこみしゃ 登録見込者	にん 人	20	20	30
もう しゃむ 盲ろう者向け つうやく かいじょいん 通訳・介助員養成 けんしゅうじぎょう 研修事業	つうやく かいじょいん 通訳・介助員として ひつよう ちしき ぎのう 必要な知識、技能の しゅとく はか 取得を図るための研 しゅう じっし 修を実施します。	ようせいこうしゅう 養成講習 しゅうりょうみこみ 修了見込 しゃ 者	にん 人	15	—	40
		とうろくみこみしゃ 登録見込者	にん 人	15	—	40

(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	こうもく 項目	た 単 位	みこみ 見込		
				2018 ねん 年度	2019 ねん 年度	2020 ねん 年度
しゅわつうやくしゃ ようやく 手話通訳者・要約 ひつきしゃはけんじぎょう 筆記者派遣事業	しちようそん はけん たい 市町村では派遣の対 おつ ばあい 応がでない場合 けん しゅわつうやくしゃ に、県が手話通訳者 とう はけん 等を派遣します。	じつりょうみこみ 実利用見込 けんすう 件数	けん 件	10	15	20
もう しゃむ 盲ろう者向け つうやく かいじょいん 通訳・介助員 はけんじぎょう 派遣事業	もう しゃむ つうやく 盲ろう者向け通訳・ かいじょいん はけん もう 介助員を派遣し、盲 ろう者の外出やコ ミュニケーションの しえん おこな 支援を行います。	じつりょうみこみ 実利用見込 けんすう 件数	けん 件	400	450	500

(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村間の連絡調整事業

事業名	事業内容	項目	単位	見込		
				2018 年度	2019 年度	2020 年度
市町村間の連絡調整事業	市町村間では派遣調整ができない場合などの連絡調整を支援し、広域的な派遣を円滑に実施します。	実施の有無		実施	実施	実施

(5) 広域的な支援事業

① 都道府県相談支援体制整備事業

事業名	事業内容	項目	単位	見込		
				2018 年度	2019 年度	2020 年度
アドバイザー配置による広域支援	どの地域でも同じレベルの相談支援を受けられる体制を整備するため、アドバイザーを配置します。	実施の有無		実施	実施	実施

せいしんしょうがいしゃちいきせいかつしえんこういきちようせいとうじぎょう
 ②精神障害者地域生活支援広域調整等事業

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	こうちく 項目	たんい 単位	みこみ 見込		
				2018 ねん 年度	2019 ねん 年度	2020 ねん 年度
ちいきせいかつしえんこういき 地域生活支援広域 ちょうせいかいぎとうじぎょう 調整会議等事業	ほけん いりようとう かんけい 保健・医療等の関係 しゃ 者によるアウトリー チチームの支援内容 しえんないよう や、事業全体の検 じぎょうぜんたい けん 査、事業全体の検 しょうとう じっし 証等を実施します。	アウトリー チ事業評価 検討委員会 (開催回 数)	かい 回	4	4	4
ちいきせいかつしえんこういき 地域生活支援広域 ちょうせいかいぎとうじぎょう 調整会議等事業	ちいきいこうおよ ちいきせい 地域移行及び地域生 かつしえん ぶんせきとう 活支援の分析等を おこな ぎょうぎ じっし 行い、協議を実施し ます。	せいしんしょうがいしゃ 精神障害者 ちいきいこう 地域移行・ ちいきていちゃくし 地域定着支 えんすいしんきょうぎ 援推進協議 かい かいさいかい 会(開催回 数)	かい 回	2	2	2
ちいきいこう ちいきせい 地域移行・地域生 かつしえんじぎょう 活支援事業	ちいき そろだんし えんせんもん 地域の相談支援専門 いん ほけんじょ しょくいん 員・保健所の職員 とう かんみんきょうどう 等が官民協同でチー つく じかんだい ムを作り、24時間体 せい しえん たい 制で支援にあたる体 せい せいび 制を整備します。	アウトリー チ事業 (チーム設 置見込み)	チー ム	2	2	2
ちいきいこう ちいきせい 地域移行・地域生 かつしえんじぎょう 活支援事業	ピアサポーターの育 せい ほけん ひつよう 成、派遣に必要な ちょうせい じぎょうしょう 調整や事業所等から そうだんとう たいおう の相談等に対応しま す。	ピアサポー ト関連事業 (ピアサ ポート従事 者見込み)	にん 人	5	5	5
さいがいはけんせいしんいりよう 災害派遣精神医療 チーム体制整備 じぎょう 事業	じゅうだい さいがいはけんせいしんいりよう 重大な災害、事故後 のこころのケアに備 えたいさく さい えた対策として、災 がいはけんせいしんいりよう 害派遣精神医療チー ムを整備します。	うんえいしいんかい 運営委員会 かいさいみこ 開催見込み	かい 回	2	2	2

はったつしょうがいしゃえんちいききょうぎかい たいせいせいびじぎょう
 ③発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	こうもく 項目	たんい 単位	みこみ 見込		
				2018 ねんど 年度	2019 ねんど 年度	2020 ねんど 年度
はったつしょうがいしゃちいき 発達障害者地域 きょうぎかい 協議会	はったつしょうがい ひと 発達障害のある人の しえんたいせい せいび はか 支援体制の整備を かんけいきかん るため、関係機関や みんかんだんたいとう こうせいいん 民間団体等を構成員 きょうぎかい せっち とする協議会を設置 します。	かいさいみこみ 開催見込 かいすう 回数	かい 回	2	2	2